

第66期
ディスクロージャー誌
自平成30年4月1日
至平成31年3月31日



すくも商銀

SUKUMO SHOGIN

宿毛商銀信用組合



2019

SUKUMO SHOGIN

66th Disclosure

宿毛商銀信用組合

INDEX

ごあいさつ	1
各種役員のご紹介(新店舗)	2
受賞一覧	3
経営理念	4
広島市信用組合・笠間信用組合研修	4
事業承継支援サービス 「TRAN(トラン)止」の業務提携	5
「地域の発展と共に成長する金融」	6
文化的・社会的貢献活動	8
事業の組織	10
役員一覧	10
組合員、出資金の推移	10
金融ADR制度の対応	11
キャッシュカードの盗難・偽造被害への対策	12
金融商品に係る勧誘方針	12
取引時確認に関するお願い	13
与信取引に関する説明書	13
経営者以外の個人連帯保証を求めないことを 原則とする融資の確立等について	13
経営者保証ガイドラインへの対応について	13
経理・経営内訳	14
貸借対照表及び記載上の注意	14
損益計算書及び記載上の注意	19
経費の内訳	20
役員取引の状況	20
受取利息及び支払利息	20
業務利益	20
主要な経営指標の推移	21
資金運用勘定、調達勘定の平均残高等	21
オフバランス取引の状況	21
総資産利益率等	21
総貸金利率等	21
その他業務収益の内訳	21
総貸証券の評価損益	22
預貸率および預証券率	22
1店舗当たりの預金および貸出残高	22
職員1人当たりの預金および貸出残高	22
資金調達	22
預金種目別平均残高	22
預金科目別残高	22

預金者別預金残高	22
預金科目別平均残高	22
資金運用	23
貸出金種別残高	23
貸出金種別平均残高	23
有価証券種別残高	23
有価証券種別平均残高	23
有価証券種別残存期間別残高	23
有価証券の時価等情報	24
貸出企業種別残高、構成比	25
貸倒引当金内訳	25
貸出金の償却状況	25
有価証券減損処理状況	25
貸出金使途別残高	25
消費者ローン、住宅ローン残高	25
貸出担保別残高	25
リスク管理債権及び同債権に対する保金額	25
金融再生法開示債権及び同債権に対する保金額	26
リスク管理方針・体制について	27
事業年度の開示事項	30
自己資本の構成に関する事項	30
自己資本の実態に関する事項	32
法令遵守体制について	37
主な事業内容	38
窓口・ATM振込手数料一覧表	39
総代会に関する情報開示	40
総代選挙規程	40
総代の選挙区及びその定数	44
総代氏名一覧	44
総代の属性別構成比	44
第66期通常総代会の決議事項	45
職員出身者以外の理事の登用状況の開示	45
報酬体系について	45
職員紹介	47
営業のご案内	48
店舗一覧	49

ごあいさつ



一方、国内では、日本各地において豪雨、地震、台風等の自然災害が数多く発生し、甚大な被害をもたらしました。当地域におきましても昨年7月の西日本豪雨により、多くの方が被害を受け、現在も復興への取り組みが進行中であります。

そうした中、当組合の取引先の主となる中・小規模事業者の業況は、製造業、建設業を中心に調整に推移しているものの、多くは、深刻化する人手不足や後継者難、人口減少や一極集中による地域経済の疲弊、勃発する自然災害など、厳しい事業環境にあり、景気回復の実感を得られない状態が続いています。金融環境は、少子高齢化・人口減少時代の本格的到来に加え、未曾有の金融緩和政策が継続される中で、かつてない厳しい収益環境が続いており、次年度においてもこの状況は続くものと予想されます。さらに金融機関を取り巻く環境は、ITやAI技術の加勢的なフィンテック関連の事業者の参入や官民一体となったキャッシュレス化の動きが加速し、金融サービスのあり方が大きく変化している中で、我々地域金融機関は、顧客本位の業務運営という大命題のもとで、地域密着型経営の強みである機敏なフットワークを生かし、経営基盤である組合員の皆様との関係を強固なものとし、きめ細かな活動と人の温もりを大切にした親身なコンサルティング機能等の発揮により、持続可能なビジネスモデルを構築するとともに、地方創生・地域の活性化に向けて貢献していくことが求められています。

こうした中、当組合は本年度も従業員一丸となって営業基盤の拡充、体制の強化に努めて参りました。その結果、期末の預金残高は18,850百万円、(対前期末比284百万円の増加)貸出金は7,943百万円、(対前期末比215百万円の増加)となり、預貸率は42.13%になりました。また当期純利益は30百万円を計上することができました。こうした利益確保の継続と健全経営の推進により、金融機関の健全性を示す指標である自己資本比率は8.90%となり、国内基準の4.0%を優に超える経営比率となりました。

このような結果をおげることができましたのも、皆様方の変なぬお付き合いの賜であり、心より感謝申し上げます。今後も全従業員が一致団結し、当地域に本店を置く唯一の地域金融機関として、質の高い金融仲介機能を発揮して地域の活性化と地域社会の発展に向けた取り組みを実施してまいりますので、引き続き倍旧のご支援・ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶と致します。

令和元年6月

理事長 井上 龍也

経営理念

1. 地域社会の発展に寄与し、地域住民の生活向上に貢献する
2. 信用組合の社会的責任と使命を絶えず念頭におき健全な業務運営を通じて組合員、取引先からの揺ぎ無い信頼を確立する

広島市信用組合(広島県)研修



組合職員が実際に各支店に赴き、手法等ノウハウを研修させていただきます。

平成30年5月21日、5月22

日の2日間に亘って、広島市信用組合(広島県広島市)を、当組合理事長はじめ役員7名で視察訪問し、同信用組合の「顧客目線・顧客第一主義」による先進的融資推進を主とした営業活動を、当

笠岡信用組合(岡山県)研修



平成30年9月26日には笠岡信用組合(岡山県笠岡市)へ業務視察し、創業支援の取組みや、顧客サポートを目的とした後方支援活動等を勉強させていただきました。
当組合でも、「本気の地域密着金融」を展開し、組合員及びお取引先の皆様のお役に立つ活動を実施して参ります!!!

事業承継支援サービス「TRANBI(トランビ)」との業務提携

当組合は、事業承継問題を抱える中小企業事業者様への事業承継支援サービスを提供することを目的として、国内最大級の事業承継・M&Aプラットフォーム「TRANBI(トランビ)」と平成31年4月にビジネスマッチング契約を締結しました。

株式会社トランビは、現在大きな社会問題となっている事業承継問題に対して、オンラインM&Aという手段を活用してコストを極力抑えながら解決すべく、国内最大級のM&Aプラットフォーム「TRANBI」を運営している会社です。

事業承継、M&Aについてお悩みのお客様は、ぜひ当組合へご相談ください。

今後も皆様のお役に立てる信用組合を目指し続けます!!!

すくも商銀 × TRANBI
事業承継マッチングサービス

売上1000万円以上で
事業譲渡???

**事業承継なら
おまかせください!**

事業承継・M&Aでお困りする悩み

- 1 事業規模が小さくて専門家に相談できない
- 2 事業承継をしたが初期費用などの手数料が高すぎる
- 3 事業の承継先が見つからない

ご安心ください!
トランビですべて解決できます!

1 トランビなら**事業規模の条件無し!**

2 トランビなら**売り手様は手数料も完全無料!**

3 トランビなら**平均11社の承継先が見つかる!**

TRANBI
https://www.tranbi.com/

03-5843-8170

実績で選ぶならトランビ!
毎月1,000社も購入する方が登録しています!

- 1 個人事業の売却に成功
売上800万円の個人経営の学習塾
売上200万円の個人経営の美容室
2事業の売却先探し、売却準備を支援、売却に成功。
- 2 中小企業を上場企業が買収
創業50年目の人材派遣会社
売上1億円の個人経営の飲食店
売却先探しを支援、売却に成功。
- 3 創業予定だった会社が承継に成功
売却の自動車部品製造会社
売却先探しを支援、売却に成功。

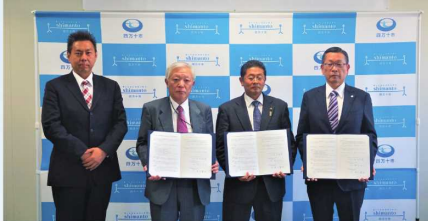
まずは無料相談電話!

TRANBI
03-5843-8170

「地域の発展」と共に成長する金融

第一勧業信用組合と四万十市との業務提携

四万十市・宿毛商銀信用組合・第一勧業信用組合 連携協定に関する協定書 調印式



写真左より 全国信用協同組合連合会広島支店長/桑江常治氏（立会人）、第一勧業信用組合副理事長/赤平真樹氏、四万十市長/中平正弘氏、宿毛商銀信用組合理事長/井上順也

平成31年1月23日（水）第一勧業信用組合・四万十市・宿毛商銀信用組合は「連携協定に関する協定書」に調印いたしました。宿毛商銀信用組合では、取引先に東京圏におけるビジネスチャンスを提供するため、地方しくみと積極的に連携事業を進める第一勧業信用組合と提携を申し入れ、同時に都市部の地域産品の販路拡大並びに観光振興・誘致に取り組む四万十市にも提携参加を持ちかけ、自治体を巻き込んだ「地産地消」に取り組むことになりました。

（協定の目的）
相互扶助の精神に基づき、第一勧業信用組合・四万十市・宿毛商銀信用組合が相互に連携、協力し、地域社会の発展や組合員の幸せに一段と貢献いたします。

（実施事例）

- 第一勧業信用組合本部の2階を地方連携オフィスとして使用、かつ当該スペースとしての活用も可能。まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進・ビジネスマッチングの拠点として活用します。
- 地方のイベント・お祭りのご案内を、第一勧業信用組合本部2階地方連携スペースと26営業店に掲示中です。
- 首都圏へ進学した学生への地元企業紹介の場として活用します。就職活動における、関東と地方を行き来する時間や費用を少しでも省けるような場所として提供します。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

●中小企業（小規模事業者を含む）の経営支援に関する取組み方針

当組合では中小企業への経営支援として、金融円滑化法が制定される以前から、通常の業務の一環として融資先の条件変更等の取組みを実施しており、中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、顧客対応方針に変りなく、こうした融資再生支援への取組みを積極的に進めていくことが、地域経済の活性化、及び不良債権発生を未然防止に繋がっていることから、期限到来後も引き続き、取引先からの債務の返済猶予や条件変更、さらに新規融資や追加融資にも積極的に取り組んでいくこととしています。その具体的取組態勢として、得意先活動に重点をおき、他の金融機関との差別化を図り、小口融資とお客様への寄り添いを持つのではなく、当組合から率先して提案していく融資提案型セールス・ローラー活動や全幹訪問の徹底により新たな資金需要を掘り起こし、課題度の向上、定性情報の収集により、お客様の資金需要に応えていく態勢が整っていますので、これらも地域経済の活性化や資金需要に対して、より積極的に応えていくこととしています。

●中小企業の経営支援に関する態勢整備

（外部専門家、外部機関等との連携を含む）の状況

当組合では総務部を専任部署として「地域支援部門」を設置し、お客様からの要望を待つのではなく、得意先活動等により訪問、広報活動を行う等の提案活動も実施する態勢（得意先人員の充実等）を構築しております。また目利き能力向上等のため、外部研修会の受講、内部集合研修、業務推進会議等で、随時・勉強会を行いスキルアップを図っています。さらに高知県ならず支援拠点、高知県信用保証協会、他の金融機関等との連携や、税理士や商工会議所の経営指導員とも連携し、適宜紹介を行い、支援を行っていく態勢としています。

●中小企業の経営支援に関する取組み状況（支援内容、外部専門家・外部機関等との連携、取組事例等）

- ①創業・新規事業開始の支援等
- ②成長段階における支援
- ③経営改善・事業再生・業種転換等への支援

具体的取組として、これまで継続している融資推進活動（過去から継続している全幹訪問の継続実施と共に融資ローラー活動の強化）を展開し、地域経済の活性化に取り組む。特に事業再生等の融資ローラー活動を推進するにあたり、顧客への説明態勢の研修の実施、継続訪問・ニーズの把握・提案セールス活動等のスキルアップを図り、地域に根を下ろした金融活動に取り組んでいます。こうした取組みにより、不良債権比率も低位で推移しており、新規融資残高の増加にも繋がっており、当組合の業務が全体的に好循環になっています。

また今後も経営支援の一環として、「5年経営改善計画書（分析資料）」、「貸借対照表」、「損益計算書」、「キャッシュフロー計算書」等を作成・分析し、条件変更後の経営状況、全国平均との比較、弱点的洗い出し等をおこない、これらに基づき「5年経営改善計画書（実施計画）」を作成して経営改善に当たり進捗状況管理を実施しています。さらに「経営状況に関する期中管理簿」にもご活用いただき、貸借対当率が半期・1年度で割合で借務者と面談し、実態把握、進捗状況管理、要望・相談を受け、借務者の方々にアドバイスを行っていく取組みを実施しています。

●地域の活性化に関する取組状況

地域活性化に向けた取り組みとして、得意先活動に重点をおき、他の地域金融機関との差別化を図り、付加価値の高い金融商品・サービスを提供するために、小口多数融資と営業店による融資提案型セールス・ローラー活動（お客様からの要望を待つのではなく、当組合から率先して提案していく方法）、全幹訪問活動等により新たな資金需要を掘り起こし、より一層、お客様よりの資金需要に即応する「等々」に対応していくことが、地域経済活性化に繋がるとの認識・重点課題として取り組んでいます。また、地域経済の活性化を目指す際には、何と云っても競争の源泉は人であり、その人材の育成が最も重要な課題と考え、今後これまで以上に人材育成には特に力を入れていくべきと考え取組んでいくこととしています。さらに関連する市町村、商工会議所、商工会とも連携し、地域経済発展の一助を担ってまいります。

中小企業・個人事業主または住宅ローンご利用の皆さまからの貸付条件の変更等に関する実績について
平成21年12月から平成31年3月末までの実績
中小企業・個人事業主 56件 344百万円
住宅ローン 13件 137百万円

文化的・社会的貢献活動

●しんくみの日 清掃活動



毎週月曜日は、役職員全員で店舗周りのごみ拾いを行っており、しんくみの日・清掃活動には時間をかけてきれいに清掃を行っております。

●宿毛 桜の里旅行会



平成30年11月吉日、「宿毛桜の里旅行会」一行はバスに乗って宮崎県・鹿児島県を旅行しました。皆さんと各地の名所を巡り、とても楽しめました。

●第10回 宿毛商銀 ゴルフコンペ



年々参加者の方も増えてきており、好プレイ珍プレイありで和気あいあいと楽しめます！

●第10回 宿毛商銀 グランドゴルフ大会



複雑なルールはないので初心者でも楽しくプレイすることができ、職員全員参加で、グランドゴルフ愛好家の皆様と楽しい時間を過ごしました！

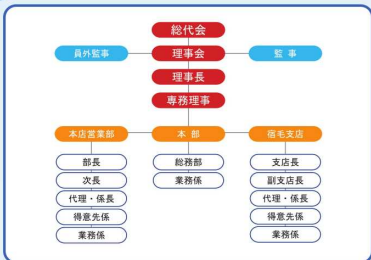
●毎年3月開催

第16回 福引抽選会



今年もご家族皆さんで楽しんでいたけるように、たくさんのお菓子や、職員によるバルーンアートでもおもてなしさせていただきます、大変喜んでいただきました。

事業の組織



役員一覧

理事長	(代表理事)	井上 龍也
専務理事	(代表理事)	松田 暹
理事	(非常勤)	國夫 ※
理事	(非常勤)	米花 隆良 ※
理事	(非常勤)	中村 勝敬 ※
理事	(非常勤)	山本 高希 ※
理事	(非常勤)	東 由紀 ※
理事	(非常勤)	井上 文利 ※
監事	(非常勤)	松田 典夫 ※
員外監事	(非常勤)	加藤 高明 ※
員外監事	(非常勤)	山下 章 ※

(令和元年6月18日現在)

◇ 当組合は、職員出身者以外の理事、監事(※印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

組合員、出資金の推移

(単位:人、百万円)

区分	平成29年度		平成30年度	
	組合員数	出資金	組合員数	出資金
個人	5,101	108	5,154	109
法人	232	8	243	8
合計	5,333	117	5,397	118

金融ADR制度の対応

当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係る苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

※苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及び、これらに準ずるものをいいます。

当組合へのお申し出先

本店・宿毛支店 / 総務部
住所: 高知県宿毛市宿毛5-50-8 番地
フリーダイヤル: 0120-930166

受付時間: 午前9時～午後5時30分
(土日・祝日および金融機関の休日を除く)

「お取引先店舗」または「本店・総務部」にお願いたします。

苦情等のお申し出は、当信用組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする下記の他の機関でも受け付けています。(詳しくは、当組合総務部へご相談ください。)

しんくみ相談所

(一般社団法人全国信用組合中央協会)
〒104-0031
東京都中央区京橋1-9-1
(全国信用組合会館内)
03-3567-2456

受付: 月～金
(祝日及び金融機関休業日を除く)
9:00～17:00

相談所は、公平・中立な立場で申し出を伺い、お申し出のお客様の了解を得たうえで当該信用組合に対し迅速な解決を要請します。

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合お客様相談室またはしんくみ相談所へお申し出ください。
また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。
なお、仲裁センター等では、東京以外の地域の方からの申し出について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

- ① 移管調停: 東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。例えば、愛媛県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後当該弁護士会の仲裁センターで手続きを進めることができます。
- ② 現地調停: 東京の弁護士会の幹事人と東京以外の幹事人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して調停にあたる。例えば、お客様は、高知県弁護士会の仲裁センターへお越しいただき、当該弁護士会の幹事人とはテレビ会議システムを通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているわけではありませのでご注意ください。
具体的な内容は仲裁センターへご紹介ください。

東京弁護士会 紛争解決センター	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3 03-3581-0031 http://www.toben.or.jp/	受付: 月～金 (祝日・年末年始を除く) 9:30～12:00 13:00～15:00
第一東京弁護士会 仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3 03-3595-8588 http://www.ichiban.or.jp/	受付: 月～金 (祝日・年末年始を除く) 10:00～12:00 13:00～16:00
第二東京弁護士会 仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3 03-3581-2249 http://niben.jp/chuusa/	受付: 月～金 (祝日・年末年始を除く) 9:30～12:00 13:00～17:00

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所 ☎03-3286-2648
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター ☎0570-022808

キャッシュカードの盗難・偽造被害への対策

全国的に盗難、偽造により得たキャッシュカードによる不正な引き出しの被害が増えています。被害にあわない様、十分にご注意ください。

暗証番号、カードの管理

暗証番号は、生年月日、電話番号、住所番号などの他人に推測されやすい番号以外をお選び下さい。又、キャッシュカードは保証書、保証証などの本人の確認が出来る書類とは別に保管されるようお願いいたします。当組合の職員や警察が電話等で暗証番号をお伺いすることはございません。

暗証番号の変更

現在、生年月日などを暗証番号に登録しているお客様は、暗証番号の変更をお願い致します。暗証番号の変更はATMの画面からや、窓口で行うことができます。

ATMにおける1日の利用限度額の設定

当組合ATMの1日の累計利用限度額が20万円までならば窓口で自由に設定することが可能です。ただし、1回の引き出しは5万円までとなっております。また、他行のATMでの引き出しは1日累計で50万円までが限度となっております。

通帳、印鑑、キャッシュカードの紛失

通帳、印鑑、キャッシュカードのいずれか一つでも紛失された場合は、直ちに当組合にご連絡下さい。お引き出しを停止させていただきますことができます。

偽造・盗難カードによる預金者の被害への補償

万一、偽造・盗難カードによる被害が発生した場合は、預金者保護法に基づき補償です。お客様に過失の無い場合には全額補償、過失のある場合には、ゼロ又は75%補償となります。

その他の犯罪

- はがきや電話などによる法外な請求、身に覚えのない請求については安易に振込みなどを行わないようにご注意ください。不安な請求と思われる場合は最寄りの警察にご相談下さい。
- 株や預金、警察などを受けて交通事故の示談金や償還金などの費用が必要だと偽って、振込みを要求するいわゆる「振り込み詐欺」がまだまだ横行しております。振込みを行う前に十分に確認下さい。

盗難・紛失時などにおける緊急連絡先

平日	本店・宿毛支店	0880-63-1166 午前8時30分～午後5時
#	SKC集中監視センター	047-498-0151 午前6時～午後10時
土・日・祝日	SKC集中監視センター	047-498-0151 午前6時～午後10時

万一、被害に遭われたときは直ちに当組合と警察にご連絡下さい。

金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融商品販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に関する、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることといたします。

当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし、適正な情報の提供と商品説明を行います。

金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断を促すために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。

当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなどお客様の誤解を招くような勧誘は行いません。

当組合は、良識を持った態度で行動し、お客様の信頼の獲得に努め、お客様にとって不都合な時間帯や遠慮な場所での勧誘は行いません。

当組合は、職員に対する研修等を通じて従業員の金融商品に関する知識の充実をはかるとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化を行います。

当金融商品等の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、お近くの窓口までお問合せください。

取引時確認に関するお願い

マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策のための国際的な要請を受けて、当組合では、お客さまから口座開設等を依頼された場合、「犯罪収益移転防止法」に基づき、下記の要領により本人確認を行っておりますが、同法の改正により平成25年4月から取引を行う目的や職業、事業内容などについて必ず確認（取引時確認）することになりました。さらに平成28年10月から同法の改正とともない取引時確認の方法が一部変更されました。この確認は、新規のお客さまに限らず、既存取引先の方も対象となりますので、ご理解とご協力をお願い致します。

■取引時確認（お客さまへの確認）が必要なお取引

- ・口座開設時
10万円を超える現金振込、持参人私札の切手による現金の取引
 - ・200万円を超える現金、持参人私札小切手受払い
 - ・融資引等
- ※これらの取引以外にも、お客様に確認させていただいた場合があります。

■主な改正内容（平成28年10月改正）

- ・顔写真のない本人確認資料（健康保険証等）を金融機関に提示する場合、別の本人確認書類の提示が必要となりました。
- ・法人の取引担当ご本人の権限確認方法として実証証が使用できなくなりました。
- ・法人の実質的支配者にご該当する自然人を特定しその方の本人特定事項の申告が必要となります。

■本人確認書類のご提示が必要な取引

◎は本人確認書類のご提示が必要な取引です。●の欄は平成19年1月から本人確認（現：取引時確認）が追加された取引であります。

取引内容	取引金額	10万円以下		
		10万円以下	200万円以下	200万円超
口座開設、預金残りなどの取引開始		◎	◎	◎
現金口座への現金入金			◎	◎
現金口座からの現金払出	不要	不要	◎	◎
窓口振込	現金	不要	◎	◎
A T M 振込	現金	◎	◎	◎
各種料金の支払	現金	不要	◎	◎
小切手の支払	現金	不要	◎	◎
配当金の支払	現金	不要	◎	◎
自己用小切手の振出	現金	不要	◎	◎

(注) △→カード口頭の本人確認資料（本人確認書類の未提示等）によっては、お取扱いできない場合がありますのでご注意ください。

与信取引に関する説明態勢

お客さまとの親密な関係を維持することを目的とし、与信取引に関して法令に則し、お客様の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の説明態勢及び苦情相談機能についての規程を策定しております。また、重要な事項の説明内容に関するマニュアルを作成し、当該マニュアルに基づいて職場研修を実施し、全職員に対し説明責任の重要性と具体的な説明内容について徹底しております。

経営者以外の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資債権の確立等について

平成23年7月14日、「経営者以外の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資債権の確立等」に係る中・地産金融機関向けの総合的な監督方針が金融検査マニュアルが改正され、同日より適用されたことにより、当組合も同融資債権の確立に向け態勢を見直し、経営者以外の第三者が、経営に実質的に関与していない場合には、個人連帯保証を求めないことを原則として取り組んでいます。一方で、例外的に連帯保証契約を締結できる場合の一つとして、自身が本人が経営に実質的に関与していないにもかかわらず、自発的に連帯保証契約の申し出を行なったものである場合には、①当組合から特定の説明をおこなった上で、契約ご本人が自発的な意思に基づき申し出を行なった旨が記載され、②書面による書証の提出を受ける等により、本契約が当組合から要求されたものでないことが確保された場合、ご契約を締結させていただきます。

経営者保証ガイドラインへの対応について

当組合は、経営者保証の課題に適切に対応するため、経営者保証に関するガイドライン研究会（事務局：全国銀行協会及び日本金融機関協会）が改定（平成25年12月26日公表）した「経営者保証に関するガイドライン」を自発的に尊重し、遵守しております。今年度、当組合と中小企業・小規模事業者の経営者の取組を促進する委員会、また、保証人の皆様が経営者の保証契約の良識と信頼の醸成に貢献する取組を実施して参りました。本ガイドラインに基づき取組に対応し、お客様との継続的かつ良好な信頼関係の構築、強化に努めます。

【経営者保証に関するガイドラインの活用に係る取組状況】

平成30年度、当組合において「新規に無保証で融資した件数」は1件（前年度1件）、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は25%（前2年度）、「保証契約を解除した件数」は0件（前0件）、「経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当組合メイン金融機関として実施したもの）」は0件（前0件）となっております。

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

		(単位：百万円)				
	貸借対照表計上額	時価	差	うち	うち	
				利益	損失	
国債						
地方債						
短期社債						
社債						
外国社債						
投資信託						
投資債						
株式						
合計	-	-	-	-	-	-

- 時価は当事業年度末における市場価格に基づいております。
- 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
- ハ、子会社、子法人等株式及び関連法人等株式の時価のあるものではありません。
- ニ、その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

		(単位：百万円)				
	貸借対照表計上額	取得原価	評価差額	うち	うち	
				利益	損失	
国債						
地方債						
短期社債						
社債	4,462	4,385	77	97		
外国社債	1,192	1,132	49	49		
投資信託	646	544	101	101		
株式	17	16	0	0		
合計	6,308	6,060	248	248		

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

		(単位：百万円)				
	貸借対照表計上額	取得原価	評価差額	うち	うち	
				利益	損失	
国債						
地方債						
短期社債						
社債	362	367	△4		4	
外国社債	2,097	2,221	△123		123	
投資信託	600	638	△37		37	
株式	75	87	△12		12	
合計	3,136	3,314	△178		178	

- 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格などに基づき時価により計上したものであります。
- 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
- 3.その他有価証券の時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもつ貸借対照表計上額と準じております。当該時価を上回る減損処理は該当ありません。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は帳簿価額の50%を下回る場合と30%～50%を下回る場合であります。
- 4.重要性が定く、評価損益が無いものの時価90万円及び株式0万円については、貸借対照表計上額から除いております。
- ホ、当期中に売却した満期保有目的の債券はあります。
- ヘ、当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

先組額	国債等先組額	国債等先組額	株式等先組額	株式等先組額
1,520百万円	14百万円	20百万円	9百万円	0百万円
- ト、時価の無い有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	貸借対照表計上額
関連法人等株式	300千円

- 当期中に満期保有目的の債券を其他保有目的の債券に変更区分はありません。
- リ、その他有価証券のうち、満期があるものの満期の期間外の償還予定額は次のとおりであります。

(種別：単位：百万円)	1年以内	1年以上5年以内	5年以上10年以内	10年以上
国債				
地方債				
短期社債				
社債	430	1,029	1,200	2,100
外国社債				
その他	340	1,105	1,010	1,000
合計	770	2,134	2,210	3,100

又、金融商品にかかる会計基準の適用に伴い、有価証券を時価評価することにより生ずる評価差額に効果を生きたたを、「その他有価証券評価差額」とし、「100百万円を純資産の部に計上しております。

なお、その他有価証券評価差額は、時価評価したことにより有価証券が約60百万円減増となっております。

(記載上の注意)

- 有価証券の貸付けは行っておりません。
- 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件種債権の額並びにその合計額
 - 貸出金のうち、破綻先債権は0百万円、延滞債権額は250百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相次期間継続したことその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込が無いものとして未取り利息計上しながら貸出金(貸借借却を行った部分を除く。以下「未取り利息計上貸出金」という。)(のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第4条第1項第3号のから本までに掲げる事由又は同第4項に規定する事由が生じている貸出金であります。
 - また、未取り利息計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることと目的とした利息の支払いを承諾した貸出金以外の貸出金であります。
 - 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権はありません。
 - なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
 - 貸出金のうち、貸出条件種債権額は150百万円であります。
 - なお、貸出条件種債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元金の返還猶予、債権放棄その他の債権者に有利となる取組めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権、及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件種債権額の合計額は400百万円であります。なお、上記合計は貸借引当金控除前の金額であります。
- 投資損失引当金の対象となる債権はありません。
- 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額の変更はありません。
- 有形固定資産の減価償却累計額及び仮前記帳額
 - 減価償却累計額 154百万円
- 資産に係る引当金を控除した場合ににおける各資産の資産項目別の引当金はあります。
 - リースにより使用する有形固定資産に関する事項はありません。
 - 子会社等に関する事項はありません。
 - 理事及び監事の間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額は14百万円です。
 - 理事及び監事の間の取引による理事及び監事に対する金銭債権はありません。
 - 子会社等の株式又は出資はありません。
 - 繰延税金資産の100万円のうち主たる発生原因は、繰延税金計に係る個別貸借引当金50百万円、税法上の繰延税金資産1百万円、一括引当制度の繰上金超過額50万円に由来しております。
 - また金融商品に係る会計基準の適用に伴い、有価証券の時価評価することにより生ずる評価差額(178百万円)に伴う繰延税金資産46百万円を計上しております。これにより繰延税金資産は合計42百万円となります。
 - なお、繰延税金資産は有価証券の時価評価のことにより生ずる評価差額248百万円に伴う繰延税金負債として65百万円計上しております。
- この結果、繰延税金資産6百万円と繰延税金負債65百万円を相控した120百万円を当事業年度の繰延税金負債として計上しております。また、有価証券の時価評価することにより生じた評価差額に効果を生きたた額(その他有価証券評価差額)として100百万円を純資産の部に計上しております。
- 担保に供している資産は、預金(定期預金)を内国為替決済資金として200百万円、日本銀行貸出増加規制制による当座預金2,800百万円(借越額2,800百万円)を担保として差し入れています。
- 重要な偶発事件に係る損害賠償義務はありません。
- 出資人口当りの純資産額は24,107円です。
- 中小企業等保証協会、保証協会等による金融事業に関する法律及び協同組合理済金融機関の優先貸出に関する法律(平成5年法律第44号)以外の法律の規定又は契約による、新資金の配当については制限はかけておりません。
- 当事業年度の末以降、当事業年度以後の財政又は損益に重要な影響を及ぼす事項はありません。
- 資産の他の社会(当該社会を有する金融機関)との元本の償還及び利息の支払いの全部又は一部について保証しているものもあつて、当該社債の発行が金融商品取引法第3条第3項に規定する有価証券の私募又は私募のものに属する。に属する保証債はありません。
- 当座貸附契約は、一定の限度額まで資金貸付けを条件とする契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,488百万円であります。なお、これらの契約の多くは、融資実行が終了したものであります。融資未実行残高が必ずしも当該他のキャッシュフローに影響を及ぼすものではありません。
- 金融商品の状況に関する事項
 - 1) 金融商品に対する取組方針
 - 当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じたりするが、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
 - 2) 金融商品の内容及びそのリスク
 - 当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、売買目的としてではなく、満期保有目的、その他の目的で保有しております。これは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。外貨債権有価証券については、繰り上げ返済、現在に適用されておりません。(一部、利息起算日において外貨債権がであります。)
 - 一、金融商品取引法に基づいて、預金業務に限り、悪徳・承認型を行っております。また、与信管理の状況にについては、本部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、本部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 - 3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ①信用リスクの管理
 - 当組合は、信用リスク管理及びクレジットポリシー一規程において、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報等の保証や担保の設定、段階債権への対応など信用管理に関する体制を整備して運営しております。これらの信用管理は、営業窓口の担当が本則により、預金担保貸出と保証付債権を除く全貸出に適用しております。また、500万円を超えては、理事を判断し、審議承認を行っております。また、与信管理の状況については、本部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、本部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。



(記載上の注意)

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当組合は、ALMにおいて金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する原則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会は、ALM-余裕資金運用検討会からの報告を受け、現状の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。日常においてはALM-余裕資金運用検討会において金融資産及び負債の金額や期間を総合的に把握し、キャッシュ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、理事会に報告しております。

(ii)為替リスクの管理
当組合は、為替の変動リスクに関しては、該当あるものは個別の案件ごとに通貨リスク管理委員会に諮問し、担当処理を行っております。

(iii)価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM-余裕資金運用検討会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕資金運用規程等に依り行われております。ALM-余裕資金運用検討会では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資運用限りの設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は、理事会及びALM-余裕資金運用検討会において定期的に報告されております。

(iv)市場リスクに係る定量的指標
当組合では、「貸付金」「預金」「有価証券」のうち投資債、社債等、その他の有価証券を含む有利資産と有利負債とのギャップを市場リスクとして、「貸付金」預け金」をVaRにより再度で計測し、取得したリスク量が許容リスクレベルの範囲内となるよう管理しております。当組合のVaRはモンテカルロ・シミュレーション法(保有期間90%、観測期間20営業日)により算出しており、平成31年3月31日現在で当組合の市場リスク量は190億万円です。
なお、当組合では再度バックステテイングを実施しており、悪化したバックテストの結果(比較サンプル)から、VaRを超過した回数等を求め、VaRの値が妥当であるか判定しています。またその超過の理由・分析をおこなったものの見直しやリスク計測の信頼性と整合性を確認しております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通じて、適時に資金管理を行っております。資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理する必要がありますが、当組合においては、万一の緊急時に対応可能な流動性は十分に確保しております。

[4] 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあり得ます。なお、金融商品のうち貸出金、預け金については、前提条件のない時価に次のとおり表示しております。

(25) 金融商品の時価等に関する事項

平成31年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等も、次表には含まれておらず、また、重要な点の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表計上額	時価	差額	(単位:千円)
預け金	5,081,716	5,084,556	2,840	12,840
有価証券(有期)	1,528,662	1,528,662	-	-
有価証券(有期)	1,528,662	1,528,662	-	-
貸出金(貸付)	6,829,647	6,844,949	15,302	38,376
貸出金(貸付)	△51,180	-	△51,180	-
貸出金(貸付)	22,857,096	22,866,722	9,626	49,827
引当金(貸付)	18,820,812	18,820,811	△1	6,720
引当金(貸付)	2,800,000	2,800,000	-	-
金融負債計	21,850,812	21,857,111	6,299	-

[1]金融商品の時価等の算定方法

金融資産

①預け金 高利率のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割引くことと現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

②有価証券 株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引証券会社から提示された価格によつております。投資買戻は、公表されている基準価格によつております。

③貸出金 貸出金は、以下の(1)～(ii)合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

- (i) 6ヶ月以上経過後等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その帳簿価額。
- (ii) 以外では、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(LIBOR, SWAP等)で割引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

①預金債金 要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期性預金の時価は、一定の金額および期間等ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(LIBOR, SWAP等)で割引いた価額を時価とみなしております。

②借入金 借入金については、帳簿価額を時価としております。

(26) 以上のほか、財産の状況を正確に判断するために必要な事項はございません。

損益計算書

科目	平成29年度	平成30年度	科目	平成29年度	平成30年度
繰上収入	589,689	375,726	その他業務費用	49,430	26,865
資金運用収益	344,023	326,821	外遊費・補充費	-	-
貸出金利	156,533	156,816	商品有価証券売却損	-	-
預け金利	3,240	4,481	国債等債券売却損	43,501	20,697
金融債引当戻金	-	-	国債等債券売却損	5,712	6,145
買入手形引当戻金	-	-	国債等債券売却損	-	-
コールローン利息	-	-	国債等債券売却損	217	21
買戻先利息	-	-	経費	291,996	250,136
債券買戻先利息	-	-	人件費	143,710	147,590
債券買戻先利息	-	-	特別賞与	145,738	100,315
その他の受入利息	181,825	163,107	雑費	2,548	2,230
役員取引等収益	9,486	9,182	臨時費用	10,524	24,882
受入為替手数料	3,767	3,876	債権回収手数料	13,239	10,065
その他の受入手数料	5,720	5,306	貸出金償却	-	-
その他の臨時収益	-	-	株式等売却	-	-
その他雑収益	129,476	29,413	株式等売却	-	-
商品有価証券売却益	-	-	その他臨時利益	-	-
国債等債券売却益	110,914	14,075	その他臨時利益	-	-
国債等債券償却	13,109	10,493	退職給付費用	-	-
その他の業務収益	5,452	4,844	退職給付費用	6,285	14,301
臨時収益	106,881	10,309	特別利益	167,772	16,964
買戻引当金戻入	-	-	特別損失	1,388	20,000
償却引当戻金	34	39	固定資産処分益	1,260	-
株式等売却益	90,326	9,258	員の内発生益	-	-
その他の臨時利益	86,329	1,050	員の内発生益	-	-
繰上費用	421,817	358,781	特別損失	128	20,000
資金調達費用	26,543	25,502	特別損失	85,387	3,083
預金利息	25,110	24,125	固定資産処分損	85,387	3,083
給付債権償還金繰上	1,431	1,375	固定資産処分損	-	-
借入金利息	-	-	固定資産処分損	-	-
先手形手形利息	-	-	役員報酬特別損失	83,773	33,880
コールローン手形利息	-	-	法人税、住民税及び事業税	46,442	5,490
売却先手形利息	-	-	法人税等調整額	△3,122	△1,884
債券買戻先手形利息	-	-	法人税等調整額	43,320	3,605
その他の支払利息	-	-	法人税等調整額	40,453	30,275
その他の支払利息	1	1	繰入金(当期預り金)	638,074	678,196
役員取引等費用	33,617	30,954	繰入金(前期繰越金)	-	-
支払為替手数料	6,183	6,073	当期末繰戻金	678,254	706,471
その他の支払手数料	13,989	11,367			
その他臨時費用	13,444	13,513			

(i) 貸出金、預け金の「時価」には、「簡便な計算(SKO-ALMシステム)で算出した現在価値を基とする設定内容により算出した時価に代わる金額」が含まれております。償還日が特定できない当資産債は、帳簿価額を時価としています。

(ii) 貸出金に形成する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、償還率に対する投資損失引当金については、重要性に基づいたため、貸借対照表計上額から直接控除しております。

(iii) 満期日が特定でない要求払預金は、帳簿価額を時価としています。

科目	平成29年度	平成30年度	科目	平成29年度	平成30年度
繰上費用	421,817	358,781	特別損失	85,387	3,083
資金調達費用	26,543	25,502	固定資産処分損	85,387	3,083
預金利息	25,110	24,125	固定資産処分損	-	-
給付債権償還金繰上	1,431	1,375	固定資産処分損	-	-
借入金利息	-	-	役員報酬特別損失	83,773	33,880
先手形手形利息	-	-	法人税、住民税及び事業税	46,442	5,490
コールローン手形利息	-	-	法人税等調整額	△3,122	△1,884
売却先手形利息	-	-	法人税等調整額	43,320	3,605
債券買戻先手形利息	-	-	法人税等調整額	40,453	30,275
その他の支払利息	1	1	繰入金(当期預り金)	638,074	678,196
役員取引等費用	33,617	30,954	繰入金(前期繰越金)	-	-
支払為替手数料	6,183	6,073	当期末繰戻金	678,254	706,471
その他の支払手数料	13,989	11,367			
その他臨時費用	13,444	13,513			

(記載上の注意)

1. 出資10万円の当期純利益 512円61銭

剰余金処分計算書

科目	平成29年度	平成30年度	(単位:円)
当期末剰余金	678,254,022	706,471,886	
繰越金(当期繰越金)	638,074,028	678,196,530	
年度別取崩戻金	-	-	
繰上費用	40,652,004	30,275,333	
繰上金	-	-	
繰上金	2,527,479	2,351,398	
法定準備金	2,327,479	2,351,398	
出資に対する配当金	2,327,479	2,351,398	
役員賞与	-	-	
特別預立金	-	-	
退職給付特別金	-	-	
繰越金(当期末繰越金)	678,196,530	704,120,518	

租利益

科目	平成29年度	平成30年度	(単位:千円、%)
資金運用収益	344,023	326,821	
資金調達費用	26,543	25,502	
貸入金運用収入	317,480	301,316	
役員取引等収益	9,486	9,182	
役員取引等費用	33,617	30,954	
役員取引等収益	△24,119	△21,771	
その他業務収益	129,476	29,413	
その他業務費用	49,430	26,865	
その他業務支出	80,046	2,548	
業務租税利益	373,407	282,095	
業務特別利益	179	128	

(注) 業務租税利益率 = 業務租税利益 ÷ 資金運用収益平均値 × 100

経営・経営内容

経費の内訳

(単位:百万円)

項目	平成29年度	平成30年度
人件費	143	147
報酬給料手当	120	121
退職給付費用	-	-
社会保険料等	23	26
物件費	145	100
事務費	48	40
固定資産費	23	15
面談費	18	10
人権厚生費	4	3
減価償却費	43	23
預金保険料	6	6
税金	2	2
経費合計	291	250

役員取引の状況

(単位:千円)

項目	平成29年度	平成30年度
役員取引等収益	9,468	9,182
受入為替手数料	3,767	3,876
その他の受入手数料	5,730	5,306
その他の役員取引等収益	-	-
役員取引等費用	33,617	30,554
支払為替手数料	6,183	6,073
その他の支払手数料	13,989	11,387
その他の役員取引等費用	13,444	13,513

受取利息及び支払利息

(単位:千円)

項目	平成29年度	平成30年度
受取利息	344,023	326,821
支払利息	26,543	25,502

業務純益

(単位:千円)

項目	平成29年度	平成30年度
業務純益	90,605	31,517

主要な経営指標の推移

(単位:千円)

区分	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
經常収益	526,416	490,420	485,725	589,689	375,726
經常利益	164,565	107,571	64,276	167,772	16,964
当基純利益	92,008	83,309	51,535	40,453	30,275
預金増減差	17,196,316	17,565,169	18,180,796	18,565,929	18,650,812
貸出金増減	6,690,603	7,032,379	7,423,938	7,727,668	7,943,527
有価証券増減	6,880,539	9,110,445	9,176,527	8,955,673	5,538,682
総資産増減	18,725,284	19,906,015	20,914,614	22,066,466	23,162,590
総資産増率	1,358,052	1,350,005	1,374,473	1,335,818	1,389,150
自己資本比率	9.8%	9.5%	8.8%	8.5%	8.9%
出資総額	115,084	115,890	118,450	117,680	118,122
出資口数	57,542	57,845	58,229	58,840	59,061
出資に対する配当金	2,294	2,305	2,287	2,527	2,251
職員数	20	21	21	22	22

(注) 1. 増高計数は、期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第72号により算出しております。

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科目	年度	平均残高		利息	利率%
		百万円	千円		
資金運用	29年度	20,798	344,023	1.8%	-
	30年度	21,969	328,821	1.4%	-
うち貸出金	29年度	7,164	156,533	2.1%	-
	30年度	7,509	156,816	2.0%	-
うち預け金	29年度	4,204	3,248	0.07%	-
	30年度	4,991	4,481	0.08%	-
うち有価証券	29年度	9,349	181,825	1.9%	-
	30年度	9,397	163,107	1.7%	-
資金調達	29年度	19,996	26,543	0.13%	-
	30年度	21,132	25,502	0.12%	-
うち預金増金	29年度	18,257	26,541	0.14%	-
	30年度	18,802	25,500	0.13%	-
うち借入金	29年度	1,877	-	0.00%	-
	30年度	2,327	-	0.00%	-

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(29年度131百万円、30年度21百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

オフバランス取引の状況

(単位:千円)

項目	平成29年度		平成30年度	
	契約金額	与信性当額	契約金額	与信性当額
貸付金	277,518	5,635	137,459	2,824
貸付金(買)	-	-	-	-
貸付金(買)	-	-	-	-
貸付金(買)	-	-	-	-
その他融資性商品	4,378	277	64,932	1,823
合計	281,897	5,912	202,392	4,647

(注) 当組合では、上記の商品について直接の取引は行っておりませんが、当組合の購入している一部の投資信託において、当該商品への運用がありますので、本表に掲載しております。

総資産利益率等

(単位:%)

区分	平成29年度	平成30年度
総資産経常利益率	0.78	0.07
総資産当期純利益率	0.18	0.13

経常(当期純)利益

$$(注) \text{総資産経常(当期純)利益率} = \frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返りを除く)平均残高}} \times 100$$

総資金利鞘等

(単位:%)

区分	平成29年度	平成30年度
資金運用利率	1.65	1.48
資金調達連係率	1.59	1.30
総資金利鞘	0.06	0.18

その他業務収益の内訳

(単位:百万円)

項目	平成29年度	平成30年度
外国為替売買益	-	-
商品有価証券売買益	-	-
国債等債券売却益	110	14
国債等債券償還益	13	10
その他の業務収益	5	4
その他業務収益合計	129	29

有価証券の評価損益

(単位:千円)

種類	年度	帳簿価値(A)		時価(B)		評価損益(B-A)
		平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	
有価証券	平成29年度	8,955,673	8,955,673	-	-	-
	平成30年度	9,538,692	9,538,692	-	-	-
金融の債権	平成29年度	-	-	-	-	-
	平成30年度	-	-	-	-	-
「5A」以上の無形資産	平成29年度	-	-	-	-	-
	平成30年度	-	-	-	-	-

(注)上記評価損益は「満期保有目的」の有価証券にかかるとの。

1店舗当りの預金および貸出金残高

(単位:千円)

区分	平成29年度末	平成30年度末
1店舗当りの預金残高	9,282,984	9,425,406
1店舗当りの貸出金残高	3,883,884	3,971,763

資金調達

預金種目別平均残高

(単位:千円、%)

科目	平成29年度末		平成30年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	2,987,195	16.4	3,443,109	18.3
定期預金	15,270,040	83.6	15,359,388	81.7
その他の預金	-	-	-	-
合計	18,257,235	100.0	18,802,497	100.0

預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

区分	平成29年度末		平成30年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	17,115	92.2	17,334	92.0
法人	1,449	7.8	1,515	8.0
一般法人	1,328	7.2	1,424	7.6
金融機関	-	-	-	-
公金	113	0.6	91	0.4
合計	18,585	100.0	18,950	100.0

預貸率および預証率

(単位:%)

区分	平成29年度末	平成30年度末
預貸率(期末)	41.82	42.13
(期中平均)	39.13	39.93
預証率(期末)	48.23	50.60
(期中平均)	51.21	49.97

職員1人当りの預金および貸出金残高

(単位:千円)

区分	平成29年度末	平成30年度末
職員1人当りの預金残高	843,900	896,855
職員1人当りの貸出金残高	351,271	381,069

預金科目別残高

(単位:千円、%)

科目	平成29年度末		平成30年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
当座預金	106,075	0.6	123,186	0.6
普通預金	3,124,820	16.8	3,474,778	18.4
貯蓄預金	-	-	-	-
通知預金	-	-	-	-
定期預金(固定金利定期)	14,437,366	77.8	14,332,256	76.0
(変動金利定期)	14,437,366	77.8	14,332,256	76.0
定期積金	895,002	4.8	918,709	5.0
その他の預金	2,664	0.0	1,882	0.0
合計	18,565,929	100.0	18,850,812	100.0

預金科目別平均残高

(単位:千円、%)

科目	平成29年度末		平成30年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
当座預金	50,044	0.3	79,225	0.4
普通預金	2,929,871	16.0	3,356,257	17.9
貯蓄預金	-	-	-	-
通知預金	-	-	-	-
定期預金(固定金利定期)	14,344,955	78.6	14,447,466	76.8
(変動金利定期)	14,344,955	78.6	14,447,466	76.8
定期積金	929,064	5.1	911,922	4.9
その他の預金	7,280	0.0	7,626	0.0
合計	18,257,235	100.0	18,802,497	100.0

資金運用

貸出金種類別残高

(単位:千円、%)

科目	平成29年度末		平成30年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	807	0.0	2,185	0.0
手形貸付	1,054,200	13.6	796,824	10.0
証券貸付	6,330,668	81.9	8,822,885	85.9
(5%固定金利組)	3,037,710	39.3	3,299,920	41.5
(5%変動金利組)	3,292,958	42.6	3,322,965	44.4
貸付貸付	342,193	4.4	321,632	4.0
合計	7,727,668	100.0	7,943,527	100.0

有価証券種類別残高

(単位:千円、%)

科目	平成29年度末		平成30年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	-	-	24,848	0.3
地方債	-	-	-	-
社債	4,959,011	50.9	4,825,294	50.6
株式	27,105	0.3	83,134	1.0
その他の証券	4,388,956	48.8	4,820,263	48.4
合計	8,955,673	100.0	9,538,692	100.0

(注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

有価証券種類別残存期間別残高

期間ベース(単位:千円)

科目	1年以内	1年前 5年以内	5年前 10年以内	10年超	合計
国債	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
社債	430,000	1,029,000	1,200,000	2,100,000	4,758,000
株式	-	-	-	-	-
外国証券	340,000	1,105,000	1,010,000	1,000,000	3,455,000
その他の証券	-	-	-	-	-
合計	770,000	2,134,000	2,210,000	3,100,000	8,214,000

(注)期間の定めがない株式、「投資信託」、「その他の有価証券」は熟して算出してあります。

有価証券の持論等情報

【満期保有目的の債券】

(単位:千円)

項目	平成29年度			平成30年度		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
国債	時価が貸借対照表計上額を超えるもの					
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの					
地方債	時価が貸借対照表計上額を超えるもの					
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの					
短期社債	時価が貸借対照表計上額を超えるもの					
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの					
社債	時価が貸借対照表計上額を超えるもの					
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの					
外国証券	時価が貸借対照表計上額を超えるもの					
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの					
投資信託	時価が貸借対照表計上額を超えるもの					
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの					
合計						

(注) 1 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
2 「差額」には、政府保証債、公社債債権、事業債が含まれております。

【その他保有目的の債券】

(単位:千円)

項目	平成29年度			平成30年度			
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額	
株式	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	17,491	17,091	400	17,356	16,956	400
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	9,223	9,518	△ 295	75,477	87,507	△ 12,029
債券	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	26,735	26,616	119	39,324	39,464	△ 140
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	3,863,009	3,764,618	98,390	4,482,998	4,285,367	197,631
合計	4,559,011	4,444,622	114,389	4,825,294	4,732,442	92,852	
国債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの						
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの						
地方債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの						
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの						
短期社債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの						
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの						
社債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	3,863,009	3,764,618	98,390	4,482,998	4,285,367	197,631
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	698,002	700,003	△ 4,001	342,338	367,075	△ 4,739
外国証券	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	4,559,011	4,444,622	114,389	4,825,294	4,732,442	92,852
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	1,842,819	1,428,194	54,625	1,382,014	1,332,501	49,513
合計	3,105,729	3,155,222	△ 49,493	3,278,670	3,354,539	△ 74,869	
投資信託	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	326,980	448,189	△ 121,209	846,101	544,988	301,113
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	839,671	873,541	△ 37,870	800,729	838,641	△ 37,911
合計	1,166,651	1,341,730	205,079	1,246,831	1,383,629	92,201	
外国証券	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	5,892,307	5,818,884	73,423	6,308,423	6,062,213	246,210
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	2,864,526	3,114,022	△ 149,496	3,136,193	3,314,862	△ 178,669
合計	8,756,833	8,932,906	△ 176,073	9,444,616	9,377,075	67,541	

(注) 1 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
2 「差額」には、政府保証債、公社債債権、事業債が含まれております。
3 重要性が乏しく、詳細情報が無いその他の証券80百万円及び株式50百万円については貸借対照表計上額から除いております。

貸出企業別別高、構成比

(単位:千円、%)

業種別	平成29年度末		平成30年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	142,086	1.9	127,091	1.5
商業・林業	140,883	1.9	142,320	1.8
鉱業	622,013	8.0	412,104	5.2
電気・ガス・熱供給・水道業	571,633	7.3	566,195	7.1
建設業	3,544	0.0		
運輸業	107,065	1.3	125,278	1.6
卸売業・小売業	465,570	6.0	482,539	6.1
金融業・保険業	100,409	1.2	343,000	4.3
不動産業	5,494	0.0	4,129	0.0
飲食業	129,931	1.6	147,942	1.9
生活サービス業	7,280	0.0	8,194	0.1
その他のサービス業	417,612	5.4	527,223	6.6
その他の産業	88,276	1.1	87,687	0.9
その他	2,788,276	36.2	2,625,451	33.1
地方公共団体				
信用保証基金	4,929,692	63.7	5,318,075	66.0
合計	3,727,968	100.0	7,943,527	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出使途別別高

(単位:千円、%)

区分	平成29年度末		平成30年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
設備資金	4,784,879	61.9	5,283,599	68.5
運転資金	2,943,289	38.1	2,389,826	31.5
合計	7,728,168	100.0	7,673,425	100.0

消費者ローン、住宅ローン別高

(単位:百万円、%)

区分	平成29年度末		平成30年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	1,667	32.6	1,730	32.6
住宅ローン	3,322	67.3	3,587	67.3
合計	4,989	100.0	5,318	100.0

貸出担保別別高

(単位:千円、%)

区分	平成29年度末		平成30年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
当組合預金債	595,886	7.2	495,793	6.2
信用保証基金				
不動産	4,304,323	52.6	4,572,045	57.6
その他				
合計	4,880,209	60.3	5,067,838	63.8
権利質保証金(信用保証)	734,478	9.3	795,194	9.9
現金	1,390,326	22.7	1,637,684	20.8
債権	382,553	4.8	453,469	5.6
合計	3,727,968	100.0	7,943,527	100.0

(注) 平成27年度より、「信用保証基金-債務保証」欄には信用保証基金の保証付、住宅融資保険のものを記載し、「保証」欄には信用保証基金(約保証を含む)付のものを記載しております。

貸倒引当金内訳

(単位:千円)

項目	平成29年度末		平成30年度末	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	23,932	905	24,372	440
貸倒引当金	48,212	13,239	58,377	10,068
貸倒引当金合計	72,144	14,043	83,190	10,508

貸出金の償却状況

(単位:千円)

償却項目	平成29年度末	平成30年度末
貸出金額		
償却額		

有価証券減損処理状況

(単位:千円)

項目	平成29年度末	平成30年度末
有価証券減損処理		

リスク管理債権及び引当債に対する保全額

(単位:百万円、%)

区分	年度	債権(A)	引当金(B)		保全率(C)=(B)/A
			金額	割合	
貸倒債権	平成29年度末	0	0	0	100.0
	平成30年度末	0	0	0	100.0
返済債権	平成29年度末	190	130	68	35.5
	平成30年度末	250	177	57	24.0
3ヶ月以上返済遅延債権	平成29年度末	—	—	—	—
	平成30年度末	—	—	—	—
貸出使途不明債権	平成29年度末	31	21	—	57.0
	平成30年度末	156	49	—	31.5
合計	平成29年度末	232	181	48	80.1
	平成30年度末	408	226	58	70.0

(注) 1 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの滞りが相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みが無いものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒債権を除く)を指す。以下「未収利息」計上貸出金(未収利息)のうち、法人法施行令第4条第1項第3号の「イ」に該当する債権又は、金融機関の更生手続開始に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債権者
ロ 民事再生手続開始の申立てによる民事手続開始の申立てがあった債権者
ハ 破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債権者
ニ 会社の規定による特別清算開始の申立てがあった債権者
ホ 民事再生法の適用を請求し、破産手続開始の申立てがあった債権者に対する貸出金です。

- 「返済債権」とは、上記1及び債権者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」といふ)を目的として利息の支払いを猶予した以外の未収利息を計上貸出金です。
- 「3ヶ月以上返済遅延債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上滞っている貸出金(上記1及び2を除く)です。
- 「貸出使途不明債権」とは、債権者の経営再建を目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債権者に有利な取決めを行った貸出金(上記1〜3を除く)です。

- 「担保・保証等(B)」とは、自己査定に基づき担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
- 「貸倒引当金高(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
- 「保率率(B+C)/A」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
- これらの関係額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区分	年度	債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保率率 (D)/A(%)	貸倒引当金 引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権	平成29年度	66	32	34	66	100.0	100.0
	平成30年度	60	28	31	60	100.0	100.0
危険債権	平成29年度	129	107	14	121	94.2	66.1
	平成30年度	190	149	27	176	92.7	66.0
要管理債権	平成29年度	114	71	-	71	62.4	-
	平成30年度	156	49	0	49	31.5	0.0
不良債権計	平成29年度	310	210	48	259	83.7	49.1
	平成30年度	407	227	58	286	70.2	32.6
正常債権	平成29年度	7,430					
	平成30年度	7,546					
合計	平成29年度	7,740					
	平成30年度	7,954					

- (注)1 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、民事再生等の手続きにより経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2 「危険債権」とは、債務者が経営破綻には陥っていないが、財政状況及び経営成色が悪化し、契約に促った債権の光金の回収及び利息の受取が出来ない可能性の高い債権です。
- 3 「要管理債権」とは、「3ヶ月以上滞滞債権」と「貸出条件付債権」に該当する債権です。
- 4 「正常債権」とは、債務者の財政状況及び経営成色に特に問題がない債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
- 5 「担保・保証等(B)」は自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計です。
- 6 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
- 7 金額は、決算後(償却後)の計数です。

リスク管理方針・体制について

1.基本方針

金融機関の業務は自由化の進展の中で、ますます多様化、複雑化を遂げており、それに伴い業務遂行上管理しなければならないリスクも幅広い分野にわたって拡大し、種別も増加しています。当組合の業務の健全な遂行を目的として、以下のとおりリスク管理方針を定め、その実施を期すこととします。また、各リスクを発生以上以上に的確に把握・分析・検証し、厳正に管理して、健全性を確保することは信用組合経営上、不可欠なものとなっています。そのため各リスクを発生以上以上に的確に把握・分析・検証し、厳正に管理して、健全性を確保することは信用組合経営上、不可欠なものとなっています。そうした中で当組合は、「第1次中期2年経営計画」を踏まえ、リスク管理を経営の重要課題として位置付け、高いレベルでの統合リスク管理を所与として、経営体制、自己資本の水準から許容できるリスク量の適正なコントロールを行い収益力の強化を図るとし、「健全性の維持」及び「収益力の向上」の両方にバランスのとれた施策を旨とするとし、令和元年度は以下のとおりリスク管理方針を定めるとしてまいります。

1.統合的リスク管理

統合的リスク管理は、当組合の業務に内在する各種リスクについて、これを一元的に管理し体系的に捉えて、その総体的なリスクを当組合の経営体力と比較・対照することにより、当組合の業務の健全な遂行を目的としてまいります。現在の金融機関のあり方、経営の健全性を確保し、経営戦略、組織及びリスクの特性等に応じて適切に統合的リスク管理を行う態勢の構築が求められ、最も重要自己資本比率の算式に含まれないリスクもめ、内在する種々のリスクを体系的に把握した上で、その総体的なリスクに照らし質・量ともに十分な自己資本を維持していることが必要です。そのためには、自己資本管理を推進し、当組合の規模・特性に合わせた高いレベルでの統合的リスク管理を徹底して行ってまいります。(その手法等については、別冊「市場環境変化リスク」に記載)

2.コンプライアンスについて

金融機関の業務の公共性を十分に認識し、法令や業務上の諸規則等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることで顧客からの信頼を確立してまいります。またコンプライアンスを実現させるための実施計画であるコンプライアンスプログラムを定期的に見直し、それを役員等に遂行する上での具体的な手順を定めたコンプライアンスマニュアルを全職員等に配布し、周知徹底してまいります。

3.利用客保護

- 顧客の知識、経験、財産の状況を加えた重要な事項の顧客に対する説明、その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置に関する規則を作成し、職員に対して研修その他の当該規則・規程等に基づいた業務が行われる態勢を整備してまいります。
- ②と関係引取に関する説明態勢及びそれを補完する相談苦情処理機能に関する態勢の整備と研修等により職員等の説明態勢を一層強化していきます。

4.リスク管理体制及び新自己資本比率(市場規律)に係る開示

金融機関を取り巻く環境や業務の変化などに伴い、経営に重大な影響を及ぼすリスクも多様化・複雑化しており、経営においてリスク管理の重要性が増大しています。当組合は健全な経営を維持していくために、リスク管理体制の整備・強化に努めています。

新自己資本比率(市場規律)に基づく自己資本の充実状況

- 自己資本調達手段の確保
当組合は優先出資法に基づく優先出資は発行しておらず、自己資本調達手段は普通出資金のみです。
平成30年度の出資金総額は18,122千円となっております。

②自己資本の充実度に関する評価方法の概要

平成30年度の自己資本比率は109.9千円百万円、自己資本比率は100%となり、国内基準である4%を上回っており、自己資本は充実していると考えております。今後とも引き続き、適切な配分をあげることにより、内部留保を高めてまいります。

(1)信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況悪化等により保有する資産(オフバランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクを指します。当組合は経営上の重要課題として認識している収益構造の改善(預金率アップ、預戻率ダウン)を図る目的で、積極的な貸付の推進を引き続き行っています。また日本経済は、少子高齢化による人口減少や企業の減少、所得の減少等々から深刻な景況下となり、今後も不良債権の発生・増加が懸念されている中、自己破産等も増加傾向にあり、これを踏まえ、信用リスク管理は今後も細心の注意を払うことが必要であることから、下記の事項を厳守しながら取り組むこととしてまいります。

- 貸出の原則(公共性、収益性、流動性、安全性、成実性)に照らし、その妥当性を明確にする。
- 貸出先の信用状況(特定受託者、特定受託者)を厳格に把握する。
- 公序良俗違反と不当な貸付、無担保貸付(貸付)手厚貸付、借付金等の発生、また利息制限法、過度の歩留、両建て等の強要などの法外規制。
- 融資実行段階で資金流動性の明確化、経営実態、返済計画の検証を実施する。反社会的勢力またはこれに準ずる人物の排除。
- 融資実行後に関する手続・法的リスクの明確化に努めるとともに、業務において不明な点は、自ら手続・法規規定により確認する。
- 融資実行についての顧客等の重要事項の説明義務の徹底。
- 融資実行後の定期的な訪問などとして、自分の目で見て、実態把握に努めるとともに、また融資実行の異常、特に返済発生によりは見過ごすことなどにより対応する。証拠調取後から段階を追った着実な回収手段の遂行。
- 融資実行の一次審査、本部における二次審査でも厳格な理由をほらき及び互いに議論を尽くす。大口融資先をはじめ必要な案件は理事会に諮り方針を決定する。
- 融資実行の自己査定は、各々の部署で適正に行うと共に、営業店は融資先の個別のリスクを自己査定や回収資料により把握し、対応策を講ずる。特に要管理債権以下の問題債権については、より具体的な対策を検討・立案し、営業店、本部が連携して計画的に進めること。
- 融資対応能力、審査能力の向上を期し、研修を計画的に実施する。
- 個人情報取扱いに当たっては、利用目的を特定し、本人の意思を確認し同意を得ること。

●融資面における信用リスクとは、取引先の経営悪化により貸出した資金の元金または利息の回収ができなくなり、金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合では、積立担保貸出及び保証会社保証の定額ローンを除く全ての貸出について、事前調査、資金使途、返済能力、担保評価などについて詳細に調べて、営業店、本部、理事長までが個別に集話し決断を受けることとしております。

さらに、必要に応じては連帯保証人や不動産担保を差し入れていただき、一先や同一業種へ偏らないよう注意を払っています。その他、高利貸借保証協会、実務者信用保証協会、民間の保証会社の保証を行う方法も行っていきます。(貸出企業別・担保別保証率参照)
 融資に伴うリスクについては「債権リスク管理およびクレジットポリシー」で貸出姿勢の適正化、貸出金の管理の徹底を図っており、職員は責任の所在についても適宜教育の実施、各種研修への参加等積極的に取組んでいます。
 また、資産の適切な把握（自己査定）も信用リスク管理の一環であり、企業実用原則などに基いた適正な償却・引当を行うための、各担当（営業担当、総務担当等）が「一次査定を行い、プロジェクトマネージャー（総務部長、常務役員）が二次査定を行い、検証の上、理事会に報告しています。

- 債権リスク管理に伴うリスクについては、後記のリスク管理方針を参照ください。
 当組合では、パーゼンバンクの「債権リスク管理基本方針（ポリシー）」を定めており、リスク・ウェイトの計測手法は標準的手法（当局が設定したリスク・ウェイトを適用、貸付リスクの加重の裁量）を採用しております。
 ※貸出先に対するリスク・ウェイトの判定に使用する債務格付機関の判定方法は、当組合の貸出先が業種企業、個人であるため、格付けを取得してはらずに適用しております。
 ※有価証券（債券の種類ごと）に対するリスク・ウェイトの判定に使用する債務格付機関は下記の特付機関を利用しております。
 なお、エクスボージャーの種類ごとに債務格付機関を使い分けることは行っていません。

分類	格付機関
国内債	日本格付投資情報センター（R&I）
外国債	日本格付研究所（J C R R）
国内債券	スタンダード・アンド・プアーズ社（S & P）
	ムーディーズ社（M O O D Y S）

※非依頼格付（格付手続）は 除いております。

(2)市場関連リスク
 市場関連リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産、負債及びオフバランス取引の価値が変動し、金融機関が損失を被るリスクをいいます。（それに付随する信用リスク等の関連リスクを含み「市場関連リスク」とする。）

- 市場関連リスクは以下の3つのリスクからなります。
 - ①金利リスク
 - 金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は、期間の金利スマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益の減少ないし損失を被るリスク
 - 金利リスク(固定額に定める金利(リスク)算出方法
 保有期間1年（240営業日）、最長5年の観測期間で計測される金利変動の1%タイル幅と9%タイル幅を用いて計測しています。
 ※貸出方法は、全償還、基本（のみ償還）サービス（格）により提供されるALM（収益管理システム）及び証券会社のBISシステムにおいて試算されたものもを採用しております。
 コア預金の定義
 ※「明確な金利変動リスクがなく、預金者の意向によって随時引き出される預金のうち、引き出されること長期金融機関に閉鎖する預金」一時的預金（普通預金、当座預金、貯蓄預金、通知預金）の約定に基づいて、残高の50%相当額とし、その額を閉鎖5年に限り分けて計測しています。
 - ②価格変動リスク
 有価証券等の価格の変動に伴って資産価値が減少するリスク。
 - ③為替リスク
 外債資産・負債についてネットベースで資産超過又は負債超過ポジションが構成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失を被るリスク。
 当組合は、金利リスクと、為替リスクを共にさらされることや、パーゼンバンクへの対応、さらなる市場リスク管理姿勢と金利リスク計測手法を強化し、資産の健全性及び収益の向上に積極的に取組んでいます。
 また金利変動に伴う金利リスク、債券、株式などの価格変動がもたらす債務負担に重点を置き、それらが自己資本に及ぼす影響等を把握し、その改善策を実行する態勢作りや定めた適正化を確保するための体制の充実に努めています。
 そのための適正水準の金利・資金運用検討会（各種金利・預け金、有価証券の運用を検討し、金利設定、資金繰り等の決定を行う）でも、SKOセンターの助言・支援（金利・負債の総管理）と自前システム等も有効活用し、より効果的な運用を行うよう検討・協議を重ねながら、あわせて金融機関の運用方針にも十分に相互連携を図ってまいりました。
 さらに随時、理事会に報告、審議を行い、迅速で適切な対応が取れる統制された体制を構築することとしています。
- (3) 出資又は株式エクスボージャーに関するリスク
 - 出資又は株式エクスボージャーに関するリスク管理方針
 貸出先は株式管理方針を基本に「発給資金運用規程」等の規程・手順において、格付けの保有程度額、ソフトバンクの保有程度額などを検証し、ロスカットレベルに該当したもやその他重要な報告事項が発生した場合は、理事会に報告し、牽制機能を働かせ、適切な安全な運用を目指しています。
- (4) 流動性リスク
 流動性リスクは、財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、貸金債がつかなくなる場合や、資金の確保に通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場関連リスク）をいいます。
 平成17年4月よりのペイオフが全面解禁されたことにより、流動性リスクは重要な課題に認識されています。
 具体的には、当組合本部保証者による、毎週水曜日の金利・資金運用検討会において、週・月別の資金繰り、金利見直し、市場リスク者・流動性リスクの状況および資産・負債のバランス等を総合的に検討し、上・資金の調達・運用方針を決定しています。
 また、「余裕資金運用規程」を遵守し、当組合の自己資本、収支状況および市場環境を踏まえたうえで、管理が適切、且、相互牽制が働くよう配慮しています。

- (5) 事件リスク
 事件リスクとは、役員職員が不正な事務を怠る、あるいは事故・不正などによって損失を被るリスクをいいます。
 平成17年4月にペイオフが全面解禁となったこと、不祥事件や銀行倒産にさらされること等により適正な事務処理をおこない、より一層顧客の信頼を高めるために活動（審判等）を行うこと、また格付に付した事柄を知ることなどを行っています。
 さらに事故処理のための迅速な対応及び事故の未然防止のために各担当に於いての監査体制（内部監査、自店検閲）の充実・強化に努めています。
 このため具体的には、
 - 1 健全な業務処理の遵守、定章化を図る。
 - 2 事務リスク管理規程に基づき業務規程等やその他規程の遵守状況を点検し指導体制を強化する。
 - 3 内部検査を実施する等不正の発生を防止する。
 - 4 定期的に業務改善研修等、必要に応じて業務管理指導、人事コースニング、連絡網給付体面などにより、事務水準の向上、事故防止策を徹底する。
 - 5 当組合では事務処理の規程・要領・要領を定めており、職員への周知徹底を図るとともに、本部による店検閲、営業店による自店検閲や監査による監査の実施など総合的な相互牽制機能を高めることにより、事務リスク発生を未然防止に取組んでいます。
- 事件リスク相当の算出方法
 基礎的手法により、過去3年間の業務利益リスクの平均値をベースとし、その15%相当額としています。

- (6) システムリスク
 システムリスクとは、コンピュータシステム停止・操作不能、不正使用により、信用組合業務の遂行、顧客へのサービス提供に支障をきたしたり、その他損失と有形形質の損失を被るリスクをいいます。
 具体的には、共同センターに加工しているが、不測の事態（障害、火災、地震、出水等）が発生した場合を想定し、トラブル発生時の連絡、防犯・防犯組織（総務課、業務課等）を整備し管理責任者を定めています。
 5. 防犯、防犯組織の形成を怠りなく、組織の運営を見直し、周知徹底を行なっています。
 さらに情報セキュリティ対策として、システムリスク管理規程、緊急時対応マニュアルに基づいて、システム不備への対応をおこない、顧客へ不快感・不感傷をえないように対応するとともにしています。
 組織が損失を被るリスクを減らすための観念の徹底活動の見直しも行っていきます。

- (7) 法務リスク
 法務リスクとは、組合総務、組合総引等にかかる不正法・組合内規程等に違反する行為ならびにその恐れのある行為（以下、「法令等遵守違反行為」という。）が発生することにより、組合の損失を被るリスクをいいます。
 具体的には、次のリスクのことをいいます。
 - ①法令等の制定・改正に伴うリスク
 - ②新法施行の徹底、新法規制の開始等に伴うリスク
 - ③各種契約の締結、更新に伴うリスク
 - ④苦情・トラブルに伴うリスク
 - ⑤組合内規程・要領等の策定・改訂に伴うリスク
 - ⑥通達・事務連絡の作成に伴うリスク
 - ⑦オペレーション等の作成に伴うリスク
 - ⑧その他コンプライアンスに関するリスク
 これらの対応として、コンプライアンス委員会を、それぞれの役割に従い、下記に定める手法にてリスク管理を行っています。
 - ①各部署の業務執行に伴うチェック
 - ②各部署の業務執行状況の法令等遵守違反行為についてのモニタリング
 - ③法令等遵守違反行為に関する報告体制の構築と推進
 - ④コンプライアンスに関する情報収集とその周知徹底
 - ⑤総務課に対するコンプライアンス啓蒙活動
 - ⑥その他の検証

- (8) レピュテーションリスク（評判リスク）
 レピュテーションリスク（評判リスク）とは、金融機関の資産の健全性及び収益力、自己資本などのリスク耐力、規模、成長性、利性など金融機関の風評が形成される内容が劣化し、顧客から信用が劣化し、金融機関への安心感、信頼感が低下することにより、金融機関の風評が低下するリスクをいいます。
 ※ 資金運用検討会および本部は、「リスク管理の基本方針」に基づき、不断モニタリングを行い、当組合の風評に影響を及ぼすと思われる事項について、相互に連携し情報収集し、風評リスク管理に反映することとしています。

- Ⅲ. リスク管理の体制と関連規定
 - (1) 各リスク管理に係る部門に総務課とし、総務課の所管する業務の検査、検証等は、代表理事が任命した者が行ったこととしています。
 - (2) リスク管理業務に関する規程は、順次整備していくこと、当組合「リスク管理規程」の他、下記の規程を関係する職員に周知し規程遵守の状況を確認しています。

- 市場関連リスク関係
 市場関連リスク管理規程、発給資金運用規程
 有価証券の保有区分規程
 有価証券売却取扱規程、格付格付規程
- 流動性リスク関係
 発給資金運用規程
 コンプライアンス規程（ペイオフ）
 コンプライアンス規程（ペイオフ）
 ペイオフ債権処理マニュアル
 流動性リスク管理マニュアル
 緊急時対応マニュアル

- 事件リスク関係
 業務方針規程、貸出事務取扱いについて
 検査規程、内部検査規程、自店検閲規程
 預金事務取扱規程通知書及び取扱要領
 総務管理規程、金庫管理監督規程、法令遵守管理規程
 貸出先信用情報取得、得意先信用取マニュアル
 コンプライアンス規程（危機管理対応要項）
 危機管理規程

- レピュテーションリスク（風評）リスク
 レピュテーションリスク管理要項

- 法務リスク関係
 法務リスク管理要項

事業年度の開示事項

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項 目	平成 29	経過措置	平成 30	経過措置
	年度	による 不算入額	年度	による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る総合勘定又は会員勘定の額	1,287		1,315	
うち、出資金及び資本剰余金の額	117		118	
うち、利益剰余金の額	1,171		1,199	
うち、外部流出予定額(Δ)	2		2	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	23		24	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	23		24	
うち、選替引当金コア資本算入額	—		—	
選替旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	1,311		1,339	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)の額の合計額	0	0	0	
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0	0	0	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く)の額	—	—	—	
選替引当金不足額	—	—	—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	
前払年金費用の額	—	—	—	
自己保有普通出資等(純資産の額に計上されるものを除く)の額	—	—	—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	

(単位:百万円)

信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—	—
特定項目に係る 10%基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に該当するものの額	—	—	—
特定項目に係る 1%基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に該当するものの額	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	0	—	0
自己資本			
自己資本の額(イ)ー(ロ) (ハ)	1,310		1,339
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	14,049		14,435
資産(オン・バランス項目)	14,042		14,428
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	Δ249		—
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)	0		—
うち、繰延税金資産	—		—
うち、前払年金費用	—		—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	Δ250		—
うち、上記以外に該当するものの額	—		—
オフ・バランス等取引項目	4		7
CVAリスク相当額を8%で除した額	1		0
※先達清算額調整エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	0		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除した額	616		608
信用リスク・アセット調整額	—		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	14,665		15,044
自己資本比率			
自己資本比率((ハ)÷(ニ))	8.93%		8.90%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成29年度		平成30年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	14,049	561	14,435	577
① 標準的手法が適用されるポर्टフォリオごとのエクスポージャー	14,127	565	14,200	568
(i) ソーリング向け	107	4	167	6
(ii) 金融機関向け	1,551	62	1,517	60
(iii) 法人等向け	4,723	188	4,476	179
(iv) 中小企業等・個人向け	940	37	950	38
(v) 既当様付住宅ローン	544	21	644	25
(vi) 不動産取得等専業向け	-	-	-	-
(vii) 三月以上経過等	-	-	-	-
(viii) 出賃等	703	28	390	15
出賃等のエクスポージャー	703	28	390	15
重要な出賃のエクスポージャー	-	-	-	-
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達のほか対象資産の売却及びその他の特種リスク回避関連手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,240	49	1,140	45
(x) 信用リスク適合率の対表普通出賃のCVARリスクを超過する項目に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	60	2	130	5
(xi) その他	4,254	170	4,782	191
② 証券化エクスポージャー	4	0	7	0
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	0	0	227	9
ルックスルー方式			227	9
マंडート方式				
差索性方式(250%)				
差索性方式(400%)				
フォーマルバック方式(1250%)				
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によるリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△250	△10	0	0
⑥ CVARリスク相称率6%で割った額	1	0	0	0
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー				
□ オペレーショナル・リスク	616	24	608	24
△ 単純総所要自己資本額(イ+□)	14,665	586	15,044	601

(注1) 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

- ① 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の債権相当額です。
 ② 「アプル」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機関、我が国の政府関係機関、土地保有会社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際連合基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
 ③ 「三月以上経過等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上経過している債務者に係るエクスポージャー及び「アプル」向け、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 ④ 「その他」とは、(i)-(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的に不動産投資信託、有形固定資産、株式投資等が含まれます。
 ⑤ オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利息(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単純総所要自己資本額=単純自己資本比率の分母の額×4%

(3) 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されており、なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	宿務商銀信用組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	1,339百万円
配当率	年 2.00%

(4) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別> (単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー-期末残高											
	区分		資金金(コメントメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引)									
	債	債	債	債	債	債	債	債	債	債	債	債
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
国 内	16,195	16,893	10,458	10,834	5,737	6,059	—	—	—	—	—	—
域 外	3,188	3,279	—	—	3,156	3,279	—	—	—	—	—	—
地 域 別 合 計	19,383	20,173	10,458	10,834	8,893	9,338	—	—	—	—	—	—
製 造 業	1,261	1,062	142	120	1,118	941	—	—	—	—	—	—
商 業・採 集	140	199	140	141	—	57	—	—	—	—	—	—
通 商	622	411	622	411	—	—	—	—	—	—	—	—
金融・保険業・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 送	571	777	571	564	—	212	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	668	767	3	—	662	207	—	—	—	—	—	—
信 託 業	400	411	—	—	600	413	—	—	—	—	—	—
運 輸 業・郵 送 業	416	418	107	125	304	292	—	—	—	—	—	—
卸 売 業・小 売 業	630	1,061	463	462	364	569	—	—	—	—	—	—
金 融 業・保 険 業	3,679	3,641	100	—	3,578	3,641	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	731	532	3	4	735	580	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	125	248	125	147	—	110	—	—	—	—	—	—
医薬品・医薬品・化粧品	7	116	7	8	—	100	—	—	—	—	—	—
その他のサービス業	413	531	413	531	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体債	334	349	—	—	334	349	—	—	—	—	—	—
債	4,929	5,254	4,929	5,254	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	4,276	4,444	2,818	2,832	1,457	1,612	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	19,383	20,173	10,458	10,834	8,893	9,338	—	—	—	—	—	—
1 年 以 上 未 満	1,585	1,226	395	430	799	795	—	—	—	—	—	—
1 年 以 上 3 年 未 満	2,102	1,276	715	252	1,986	1,025	—	—	—	—	—	—
3 年 以 上 5 年 未 満	1,031	1,317	609	363	600	1,131	—	—	—	—	—	—
5 年 以 上 7 年 未 満	1,814	2,040	724	638	1,088	1,401	—	—	—	—	—	—
7 年 以 上 10 年 未 満	2,480	2,146	824	937	1,656	1,208	—	—	—	—	—	—
10 年 以 上	6,451	7,634	4,305	4,367	1,946	2,666	—	—	—	—	—	—
期間の定めのないもの	3,875	4,270	3,072	3,042	802	1,227	—	—	—	—	—	—
そ の 他	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計	19,383	20,173	10,458	10,834	8,893	9,338	—	—	—	—	—	—

(注1) 「債」とは、コメントメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引とは、出資金の期末残高の他、出資金債等のコメントメントの考慮は除外。デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の年毎残高の合計額です。

高、買戻しのその他、繰上返済等のコメントメントを考慮した期末残高は4,484百万円(出資金計4,484百万円)が含まれます。

② 「三月以上経過エクスポージャー」は、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上経過している者に係るエクスポージャーのことです。

③ 上記各欄の「その他」には、買付と並べた額の出資の全部又は一部を担保することが困難な投資信託等および業種区分中期区分分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には株式部分80百万円、投資信託144百万円、その他の証券80百万円が含まれます。

④ CVARリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

⑤ 業種区分は日本標準業分類の分類に準じて記載しております。

□ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	目的使用	その他	
一般貸倒引当金	23	0	0	-	-	-	23
個別貸倒引当金	23	0	35	13	-	0	48
合 計	46	0	35	13	-	0	48
	56	14	-	0	-	0	72
	71	10	-	0	-	0	83

(注) 当組合では、自己資本は非算定額にあり、投資損失引当金、債務損失引当金等を一般貸倒引当金と見做し、個別貸倒引当金と同様のものと取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記高率を替えておられません。

ハ、業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高		貸倒金償却	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
	目的使用		その他		目的使用		その他			
製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
卸売業・小売業	8	12	4	4	0	0	2	12	10	0
金融業・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不動産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
飲食業	5	5	0	0	0	0	5	5	0	0
生活関連サービス業・娯楽業	0	0	19	0	0	0	0	19	0	0
運輸業・郵便業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
学術・研究・開発業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	20	29	8	0	0	1	29	26	0	0
合 計	35	48	13	20	0	9	48	58	0	0

(注) 1. 当組合は、国内の指定されたエリアにて事業活動を行っているため、「他地区」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告知で定めるリスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	平成29年度		平成30年度	
0%	100	3,265	100	3,730
10%	77	478	78	562
20%	1,981	5,042	2,502	5,392
35%	-	1,500	-	1,834
50%	1,427	8	1,850	5
75%	-	1,222	-	1,207
100%	3,301	4,711	2,588	4,626
150%	-	51	-	0
250%	793	46	994	89
1.250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合 計	7,650	16,375	8,115	17,596

- (注) 1. 格付は、連絡格付機関が付与しているものに限りです。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
4. 「1.250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、平成29年度よりリスク・ウェイト1.250%を適用したエクスポージャーの額を記載しております。

(5) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		満期金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	673	645	34	31	-	-	-	-
① ソブリン向け	1	2	-	-	-	-	-	-
② 金融機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-
③ 法人向け	256	258	-	-	-	-	-	-
④ 中小企業等・個人向け	383	318	34	31	-	-	-	-
⑤ 居住用住宅ローン	31	65	-	-	-	-	-	-
⑥ 不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-	-	-
⑦ 三日月以上賦性等	-	-	-	-	-	-	-	-
⑧ 出資等	-	-	-	-	-	-	-	-
出資等のエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-
⑨ 他社の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に係るもの以外のもの	-	-	-	-	-	-	-	-
⑩ 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-
⑪ その他	-	-	-	-	-	-	-	-

- (注) 1. 当組合は、連結金融資産担保について「管理手段」を用いています。
2. 上記保証には、告示(平成16年金融庁告示第22号)第4条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第4条(株式会社地域経済活性化支援機構等)により保証されたエクスポージャーを含みます。
3. 「その他」は、①-⑩と区分されないエクスポージャーです。異種約は不動産投資信託、有形固定資産、株式投資等が含まれます。

(6) 派生商品取引及び長期決済期間取引※1の取引相手のリスクに関する事項 該当なし

(7) 証券化エクスポージャーに関する事項 該当なし

(8) 出資等エクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

イ 貸付対照表計上額及び時価	平成29年度				平成30年度			
	貸付対照表計上額	時価	貸付対照表計上額	時価	貸付対照表計上額	時価	貸付対照表計上額	時価
上場株式等	26	26	92	92	-	-	-	-
非上場株式等	60	60	130	130	-	-	-	-
合 計	86	86	222	222	-	-	-	-

(注) 投資有価証券の取得を要件とするエクスポージャー(いわゆるファンディング)のうち、非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、全てでござります。

ロ 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う償却の額

償却の額	平成29年度		平成30年度	
	売却益	償却額	売却益	償却額
売却益	-	-	-	-
償却額	-	-	-	-

(注) 投資有価証券の取得を要件とするエクスポージャー(いわゆるファンディング)にかかる売却損益は含まれておりません。

ハ 貸付対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位:百万円)

評価損益	平成29年度	平成30年度
評価損益	-	-

(注) 「貸付対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有形固定資産の評価損益です。

ニ 貸付対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位:百万円)

評価損益	平成29年度	平成30年度
評価損益	-	-

(注) 「貸付対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び引当金の評価損益です。

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 (単位: 百万円)

	平成30年度	平成31年度
リスク・スルー方式を適用するエクスポージャー		120
マネーゲート方式を適用するエクスポージャー		
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー		
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー		
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー		

(10) 金利リスクに関する事項 (単位: 百万円)

順番	IRRSBI: 金利リスク	イ		ロ
		△EVE		
		前期末	当期末	
1	上方パラレルシフト			666
2	下方パラレルシフト			0
3	スティーピング			434
4	フラット化			
5	短期金利上昇			
6	短期金利低下			
7	最大値			666
8	自己資本の値			1,339

(注)「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日)による改正により、平成31年3月末から金利リスクの定義と計算方法等が変更になりました。このため、開示前半値につき、当該期末のみを開示しております。なお、前半値開示しておいた旧基準による金利リスクに別添「内部管理上使用する金利シミュレーションに対する損益・経理実績の増減額(平成30年度は、前半分計ベース)です。この表に使用した金利シミュレーションは、信用組合専業専任職員のALMシステム及び証券会社のNBシステムを用いて、金利シミュレーションを保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の99パーセンタイル値(1パーセンタイル値)を用いて、金利リスクを保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の99パーセンタイル値(1パーセンタイル値)を用いて、銀行勘定の金利リスクを計測しており、当該期末の△EVEとは計測定義が異なります。このため、両者の倍数の差異が金利リスクの増減を示すものではありません。

私は当組合の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第66期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計画書の適正性、及び同書類作成にかかる内部監査の有効性を確認いたしました。

令和元年6月19日

宿毛商銀信用組合 理事長 井上 龍也

法令等遵守体制について

「コンプライアンス(法令等遵守)」とは、法令やルールを厳格に遵守することはもとより、社会的規範を全うすることをいいます。中企業等協同組合法をはじめ、民法、商法、刑法等の法律を守ることはもとより、金融業界において、公正な競争の確保、顧客情報の厳正な取扱い、インサイダー取引の禁止、マネーロンダリングの防止・本人確認、預金者寄せデータの整備、個人情報保護など、数多くの法令ルールがあるが、これらを厳格に遵守しなければなりません。さらにルール以前の問題として、金融業務の公共性の点から見て社会的規範を順守し、信用が最大の財産ともいえる信用組合にとってははたして大きなダメージと認めかねません。

当該信用組合は法令の取組を最も重要な取組と見なして、金融業務の公共性の点から見て社会的規範を順守し、信用が最大の財産ともいえる信用組合にとってははたして大きなダメージと認めかねません。このため法令の遵守とコンプライアンス体制の構築および実施を経営の最重要課題と位置づけ、当信用組合のコンプライアンスを実現するための実施計画として本プログラムを制定しています。

1. 遵守すべき法令等

当組合の役員は、金融機関に就任する者として法令・規則などを遵守することはもとより、社会的規範を全うしなければならない。その具体的手引書が「コンプライアンスハンドブック(コンプライアンス・マニュアル)」であり、全役員はその趣旨を十分理解し日々実践に努めています。なお、コンプライアンス・ハンドブックは、法令等の変動・改廃および社会的規範の変化に対応し実効性を確保するため、原則として年度ごとに見直しを行っています。

2. コンプライアンス実施体制の整備

当組合は、コンプライアンスの実施を確保するため、組織および分掌等を次のとおり定めます。

(1) 組織の整備

コンプライアンス委員会は理事専任役員7名で構成する。コンプライアンス統括部署は総務部とし、本部及び各営業店にコンプライアンス担当者を各2名配置しています。

(1) コンプライアンス委員会の役割

コンプライアンスプログラム制定・改廃案の作成	コンプライアンスハンドブック(コンプライアンス・マニュアル)制定・改廃案の作成
コンプライアンスプログラムの現状把握・適正性の確認	理事会に対する報告事項の検討・決定

(2) コンプライアンス統括部署の役割

コンプライアンスにわたる企画・立案・推進	委員会の調査・検証・評価の具体	理事会等への報告書作成	業務状況のフォローアップ
法務部連携の収集・管理	コンプライアンス全般に関する研修・啓発活動	コンプライアンス違反行為の再発防止策の検討	業務課長と人事課長への伝達
コンプライアンスを総務に課する仕組みの構築	コンプライアンス担当者の職務・権限	コンプライアンス担当者の職務	業務状況のモニタリング
コンプライアンス推進委員会の発足	職員からの相談・問い合わせ対応の体制整備	総務部門への報告・相談	コンプライアンスの啓発活動
重要法令の調査・実施、内容の記録・策定			

(2) 報告体制の整備

① 組合内関係

役員等のコンプライアンス関連事項相違・報告は、コンプライアンス体制総務部に、相違しつてコンプライアンス担当者を通じて行うものですが、状況に応じ総務部に直接行うことができますものとしています。

② 対外関係

ア、外部とのトラブル及び苦情については、様式「苦情・要請処理簿」に記載し、総務部に報告しています。

イ、社会的勢力に対する対応等については、自営業上のニーズの発生を防止するなど社会的勢力の力付けを防止することが必要であるが、介入された場合は、新聞とした要請で関与をとり、状況に応じ直ちに総務部に通報・相談し、総務部が適切な対応策を講じます。対応策は監理課へ、総務部へ報告するものとします。

また社会的勢力に対する定義、対応方針についてはコンプライアンス・マニュアルを参照しています。

なお、必要に応じ、警察への協力要請し、また、監督官庁への報告を行います。

(3) 規程等の整備

コンプライアンス・マニュアル、倫理規程等コンプライアンス推進関連規程の制定・改廃はもとより、組合業務執行上必要とする各種規程及び各種取組要項の制定・改廃を行い、「規程類体系」に沿って規程類の見直し・整備を図っています。

3. コンプライアンスに関する研修の強化

企業倫理及び法令等の厳格な遵守(コンプライアンス)を組合全体に浸透させる必要があるため、次の実施を通じ知識及び意識の向上に努めています。

- ① 営業店の朝礼時にコンプライアンス・ハンドブック(組合定章)の輪読を行っています。
- ② 職員を対象にコンプライアンス意識醸成の受講及び検定試験の受験を実施しています。
- ③ 外部委託のコンプライアンス研修会に可能な範囲で参加する。
- ④ コンプライアンス担当者を中心とし、事例研究会(注)的研修を開催しています。

※代表理事等講師として研修に参加させ、他の理事も積極的に関与することとし、法令遵守に対する認識、意識の向上に努めています。

4. コンプライアンスプログラムの策定

コンプライアンスプログラムの策定及び改訂は、理事会の議決による。なお、コンプライアンスプログラムの策定は、年度ごとに行っています。

主要な事業内容

預金業務

- 普通預金 貯蓄預金 当座預金 通知預金 納付準備金
- 定期預金 (スーパー定期・大口定期・期日指定定期・年金優遇定期等)
- 定期積立 総合口座 決済用預金



融資業務

個人ローン

- 住宅ローン リフォームローン マイカーローン
- 教育ローン カードローン 目的ローン
- フリーローン 生活サポートローン



事業者向けローン

- 一般のご融資 (手形割引・手形貸付・証書貸付・当座貸越)
- 地方公共団体制度融資 代理貸付業務 しんくみパートナーズローン



内国為替取扱実績

区分	29年度末		30年度末	
	件数	金額	件数	金額
送金・振込	4,460	3,383	6,928	3,432
他の金融機関から	10,995	4,216	13,178	5,027
代金取立	406	268	322	247
他の金融機関から	72	48	61	52

為替・サービス業務

地区一覧

自動受取サービス (各種年金・給与・配当金等)
 支払サービス (公共料金・クレジット代金・保険料など)
 送金サービス (授業料・家賃・株式の払込みなど)
 キャッシュカード (他行カード振り込み・相互入金等)
 給与振込
 年金、税務などの各種相談サービス

当組合営業地区
 宿毛市、四万十市、土佐清水市、
 幡豆郡一円、愛媛県のうち愛南町

業界の関連会社

会社名	全国信組不動産㈱	信組情報サービス㈱	全国しんくみ保証㈱
所在地	東京都中央区京橋1-9-1	千葉県白井市桜台2-2	東京都中央区京橋1-9-1
業務内容	信用組合の事業用不動産の売買、賃貸借及び管理、損害保険の代理業	信用組合の電子計算事務受託	信用組合並びに金融組連が行う貸付(事業資金を除く)に係る債務の保証
設立年月	昭和45年12月	昭和60年5月1日	平成3年8月7日
資本金	2億5千万円	4億6千万円	3億0千万円
出資比率	0%	0%	0%

窓口・ATM振込手数料一覧表

取引内容	金額階層	ATM他行カード振込機能 利用取引の場合		窓口(電信・文書扱い) 振込取引の場合	
		自組合カード	他行カード	一般振込	振込
振込	他金融機関宛	5万円以上	300円	648円	600円
	5万円未満	324円	200円	432円	400円
	5万円未満	216円	無料	432円	400円
	5万円未満	108円	無料	216円	無料
同一店内	5万円以上	108円	無料	432円	400円
	5万円未満	108円	無料	216円	無料
ATM延長時間差利用手数料		無料	他行カード	216円	
ATM他行間利用手数料		無料	他行カード	216円	
ゆうちょ銀行提携利用手数料		無料	他行カード	216円	
取引内容	小切手		約束手形		
振込	四国銀行 宿毛支店 宛	1通につき	無料	756円	600円
	高知銀行 宿毛西支店 宛	1通につき	無料	756円	600円
	愛媛銀行 宿毛支店 宛	1通につき	無料	756円	600円
	種多信用金庫 宿毛支店 宛	1通につき	無料	756円	600円
上記以外の他金融機関 宛	1通につき	756円	600円	756円	600円
当組合 口座へ入金の場合	-	無料	無料	無料	無料
本支店 宛	1通につき	432円	無料	-	-
その他	送金・振込の経戻し料	1件につき			600円
	不渡手形返却料	1通につき			600円
	取立手形経戻し料	1通につき			600円
	取立手形店頭戻し料	1通につき			600円
手形・小切手の発行手数料	手形 帳簿50枚用				750円
	小切手 帳簿50枚用				540円
各種証明書の発行手数料	マル専手形	1枚につき			540円
	残高証明書	1通につき			300円
通帳・証書の再発行手数料	印の書き直し	1通につき			300円
	通帳・証書の再発行手数料	1通につき			500円
個人データ開示請求手数料	1通につき				500円
キャッシュカードの再発行手数料	1枚につき				1,000円
融資証明書発行	1通につき				3,240円
契約内容変更手数料 (貸出金利見直し手数料含む)	1契約につき				5,400円
一部繰上返済 金額繰上返済	繰上返済額 (100万円未満)				5,400円
	繰上返済額 (500万円未満)				10,800円
	繰上返済額 (1000万円未満)				21,600円
	繰上返済額 (1000万円以上)				54,000円
借換手数料	他行への借換 (繰上返済手数料も必要です)				10,800円
繰上返済手数料に関する特約書「締結先」の場合	・融資実行後5年以内の場合 [全額または一部繰上返済先金額 × 1.0% + 消費税] (円単位未満切り捨て) ・融資実行後5年超の場合 [全額または一部繰上返済先金額 × 0.5% + 消費税] (円単位未満切り捨て)				
不動産調査事務手数料 (住宅ローン・事業用太陽光発電設備・事業用風力発電設備/アパートローン・その他)	1契約につき				10,800円

総代会に関する情報開示

①総代会制度について

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する権限である「総会」が設けられており、組合員は出口口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、中小企業等協同組合法及び定款の定めにより「総代会」を設けています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により選出され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代会は、組合員の代表として、総会を通じて信用組合に対する意見や要望を信用組合の経営に反映させる重要な役割を担っています。

当組合では、総代会に限定することなく、組合員（利用者）アンケート調査を実施するなど、日常の営業活動を通じて、総代や組合員のコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

現在の総代の定数は、105名となっております。その任期は令和2年2月末までとなっております。

選挙手続きの概要は、次のとおりですが、詳細につきましては私たちの組合の本店及び各支店に掲載いたしますのでご覧ください。



選挙の概要

1. 選挙：連記式無記名投票
2. 定数：100人以上105人以内
3. 総代任期：3年
4. 公告：組合指示書
5. 選挙期日：任期満了の日の前30日
6. 立候補：自薦または他薦
7. 選挙長：理事長
8. 選挙管理人：各地区に1名委嘱
9. 選挙立会人：各地区に2名委嘱
10. 選挙期日：選挙長が決定
11. 投票の終了：選挙管理人が宣言
12. 開票：立会人・立会人の上選挙管理人が開票
13. 無投票区選出：選挙長が公告
(当該の選挙区が投票日より10日以内)
14. 就任承諾書：当選により敬致
15. 選挙結果：選挙管理人が作成

総代選挙規約

(目 的)

第1条 当組合の総代選挙は、定款の定めによるほか、この規約の定めるところによる。

(選 挙)

第2条 総代は、選挙区毎にその選挙区に所属する組合員のうちから選挙する。

第3条 総代の選挙は、連記式無記名投票により行う。

第4条 総代の選挙は、任期満了の日の前30日以内に行う。

(選挙権及び被選挙権)

第5条 選挙権及び被選挙権を有する組合員は、第8条第4項に定める日において組合員名簿に登録されている者とする。

- 1) 成年被後見人又は被保佐人
- 2) 破産者で復讐のできない者
- 3) 禁錮以上の刑に処せられてその執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4) 総代就任時に80歳を超える者

(総代の定数、選挙区及びその定数)

第6条 当組合の総代の定数は100人以上105人以内とする。

第7条 総代の選挙区及び選挙区毎の定数は、別表(様式第1号)のとおりとする。

(選挙区毎の選挙すべき総代の数)

第8条 選挙区毎の選挙すべき総代の数は、第4条で定める範囲内において理事会で定める。

(公告方法)

第9条 公告は、当組合の事務所の店頭に掲示して行う。

(選挙の公告と周知)

第7条 選挙長は、選挙期日の30日前までに、以下の事項について公告するとともに、選挙人名簿の確定後直ちにその選挙区の組合員に周知を図るものとする。

- (1) 選挙区及び選挙区毎の選挙すべき総代の数
- (2) 候補者の届出の受付期間及び受付方法
- (3) 選挙期日
- (4) 投票の開場及び終了の時間
- (5) 投票すべき場所
- (6) 選挙人名簿の閲覧期間・閲覧時間・場所
- (7) 選挙区、地区選挙管理人(以下「選挙管理人」という。)及び選挙立会人(以下「選挙立会人」という。)の氏名
- (8) その他当組合が必要と認めた事項

2 選挙長が必要であると認めるときは、選挙区毎に選挙期日を異にすることができる。

3 選挙長は、心むを得ない事由があると認めるときは、第1項各号に定める事項を変更することができる。この場合においては、その旨を速やかに公告(様式第5号)する。

(選挙人名簿)

第8条 選挙人名簿(様式第4号)は、選挙長があらかじめ選挙区毎に作成する。

2 選挙長は、第7条第1項の公告から立候補の締切日まで選挙人名簿を組合員の閲覧に供するものとする。

3 選挙人名簿に登録されていない組合員は、選挙人名簿の確定の時まで、選挙長に対して、選挙人名簿への登録(様式第5号)を求めることができる。ただし、選挙長は正当な理由がある場合は、当該組合員につき、選挙人名簿の確定後であっても、選挙人名簿への登録を認めることができる。

4 前項の選挙人名簿は、選挙期日の25日前に確定する。

5 選挙人名簿が確定した後は、総代の選挙が終了するまで特定の議決の承認を停止する。

(候補者の届出)

第9条 総代に立候補しようとする者は、選挙期日の2日前までに(組合所定の届出書(様式第6号)を)選挙長又は選挙管理人に届け出て、これを行う。

2 選挙長は、第7条第1項の公告から立候補の締切日まで選挙人名簿を組合員の閲覧に供するものとする。本人の承諾を経て前項の締切日までに届出(様式第7号)する旨を選挙長又は選挙管理人に届け出なければならない。

3 前二項により届けられた者を候補者とする。

4 選挙管理人が第1項の立候補届又は第2項の推薦届を受領した場合、選挙管理人は、当該立候補届及び推薦届を適当なく選挙長に提出する。

(候補者の公告)

第10条 選挙長は、選挙期日の15日前までに、次の事項を速やかに公告(様式第8号)する。

- (1) 理事会の定めた選挙期日及び選挙区
- (2) 理事会の定めた選挙すべき選挙区及び総代の数
- (3) 立候補者の属性(氏名・年齢・性別等)
- (4) その他必要と認めた事項

2 前項の公告後やむを得ない事由によりその公告事項に変更が生じたときは、選挙長はその旨を公告(様式第3号)する。

(選挙長)

第11条 選挙長には、理事長が就任して選挙に関する事務を統括する。

(選挙管理人)

第12条 選挙長は、選挙区毎に選挙管理人を置く。

2 選挙長は、選挙区毎の組合員のうちから1人に選挙管理人を委嘱(様式第9号)する。被委嘱者からはその承諾書(様式第10号)を徴求する。

3 選挙管理人は、候補者になることではない。

4 選挙管理人は、選挙に関する事務を管理する。

(選挙立会人)

第13条 選挙長は、選挙区毎にその組合員のうちから地区選挙立会人を委嘱(様式第11号)する。被委嘱者からはその承諾書(様式第12号)を徴求する。

2 選挙立会人は、候補者になることではない。

3 選挙立会人は、投票及び開票に立会う。

(選挙補助者の指名)

第14条 選挙管理人は職員より若干名の選挙補助者を指名することができる。

(投票用紙)

第15条 投票用紙(様式第13号)及び書面による投票用の封筒の様式(様式第14号)は、選挙長が定める。

2 選挙長は、必要であると認めるときは、あらかじめ選挙すべき総代を記載した投票用紙の様式(様式第15号)を求めることができる。

(投票)

第16条 組合員は、所定の投票用紙にその選挙区において選挙すべき総代の数に達するまで投票しようとする者の氏名を候補者のうちから自書して、これを投票箱に投入する。

2 前条第2項に定める投票用紙を用いる場合は、組合員は投票しようとする候補者の氏名の上に○印をつけて、これを投票箱に投入する。

〔期日前投票〕

- 第17条 選挙人は、選挙日において次の各号の事由のいずれかに該当すると見込まれる組合員の投票については、当該選挙期日の公告があった日の翌日から選挙期日の前日までの間で、選挙長の認めた日時において、投票（以下「期日前投票」という）を行わせることができる。
- (1) 職務又は業務に従事すること
 - (2) 既述の業上専任候補者の立派をする者、その者の親族その他社会生活上これらの者に類する地位にあると認められる者が当該冠婚葬祭において、用務に従事すること
 - (3) その他選挙長が期日前投票を許可する各号が相当と認められる事由があること
- 第19条 第20条及び第21条は、期日前投票の場合にも、適切な読み替えを行ううえで適用される。

〔不在投票〕

- 第19条 組合員が、疾病、負傷その他やむを得ない事由により選挙の当日自ら投票を行うことができないときは、第19条ないし第20条の規定に従って、書面又は代理人をもって、投票を行うことができる。

〔書面による投票の方法〕

- 第19条 組合員が書面により投票を行うときは、選挙期日の前日午後4時までに、選挙長又は選挙管理人に対して、書面により投票を行う旨を申し出て、投票用紙及びその封筒（様式第14号）の交付を請求する（様式第16号）。
- 1 選挙長又は選挙管理人は前項の請求が正当なものと認めるときは、投票用紙及びその封筒を直ちに交付しなければならない。
 - 2 前項の規定により、投票用紙及びその封筒の交付を受けた組合員は、候補者のうち投票用紙に投票しようとする者の氏名を自書し、又は候補者の氏名の上に〇印を記したうえ、これをその封筒に入れて封をし、第1項に定める日時までに選挙長又は選挙管理人に提出するものとする。

〔代理人による投票の方法〕

- 第20条 組合員が第19条の事由により、代理人をもって投票を行うときは、委任状（様式第17号）にその旨を記載し、これを代理人に持参させなければならない。
- 1 代理人は、委任状による選挙権を行使しようとするときは、選挙管理人に当該委任状を提出して、これを行うものとする。
 - 2 代理人は、2人以上の組合員を代理して投票を行うことはできないものとする。
 - 3 代理人は組合員とする。

〔注〕代理人による投票を認めない場合は以下のとおり記載する。

- 第20条 代理人による投票は行うことができないものとする。

〔代理人による対応〕

- 第21条 身体の不都合又は欠損により、候補者の氏名を記載することができない組合員は、選挙管理人に対してその旨を申請し、次の各号を全て満たす方法により、委任状なくして、投票をすることができる。
- (1) 上記の申請を受けた選挙管理人は、選挙立会人の意見を聴いて、当該組合員の投票を補助すべき者（以下「投票補助者」という）2名を定める。
 - (2) 投票場所において、投票補助者のうち1名が、投票用紙に当該組合員が指示する候補者の氏名を記載し、他の1名がこれに立ち会う。
 - (3) 第2号に基づき、当該組合員が指示する候補者の氏名を記載した投票用紙をもって投票を行う。

〔投票の拒否〕

- 第22条 選挙管理人が正当なる事由により投票を拒否しようとする場合は、選挙立会人の意見を聴いて、これを行う。

〔投票の終了〕

- 第23条 選挙管理人は、投票が終了したと認めるときは、選挙立会人の意見を聴いて投票終了の旨を宣言しなければならない。
- 1 選挙管理人は、投票の終了宣言後は投票を行って서는ならない。

〔開票〕

- 第24条 選挙管理人は、投票終了後すみやかに開票を宣言し、開票は選挙立会人の立会のうえ、投票箱を開き、投票を点検して行う。

〔投票の効力〕

- 第25条 投票の効力について疑義が生じた場合は、選挙管理人が選挙立会人の意見を聴いて、これを決定する。

〔投票の無効〕

- 第26条 次に掲げる投票は、これを無効とする。
- (1) 所定の用紙を用いないもの
 - (2) 候補者の氏名のほか他に他事を記載したもの、又は候補者の氏名の上に〇印をつけて行う場合に〇印以外の事項を記載したものの
 - (3) 選挙すべき総代の定数を超過し候補者の氏名を記載したもの、又は候補者の氏名の上に〇印をつけて行う場合に選挙すべき総代の数を超過して〇印を記したもの
 - (4) 投票した候補者の氏名が確認し難いもの
 - (5) 書面をもって投票する場合に所定の日時までに到着しなかったもの
 - (6) 白紙で投票したものの

〔当選人〕

- 第27条 当選人は、有効得票数の多いものから順次その選挙区の選挙すべき総代の数に達するまでの者ととする。
- 1 当選人を決定するに当たり得票数が同じであるときは、選挙管理人は抽籤で当選人を決定する。

〔無投票当選〕

- 第28条 候補者の数がその選挙区において選挙すべき総代の数を超えないときは、その候補者をもって当選人とし、投票を行わないことができる。
- 1 前項の規約により投票を行わなくなったときは、選挙長はその旨を公告（様式第18号）する。

〔当選人の発表・報告等〕

- 第29条 当選人が決定したときは、選挙管理人は、速やかに、その結果を選挙長に報告（様式第19号、第20号）しなければならない。
- 1 選挙長は、当選人に対して、当選の通知（様式第21号）を行うとともに、当選内容について選挙区に周知に努めるものとする。

〔就任〕

- 第30条 当選人が、第29条第2項に基づく通知を受け、総代への就任を承諾する場合には、就任承諾書（様式第22号）を選挙長に提出するものとする。
- 1 当選人が、第1項に基づく通知を受けてから、5日以内に文書をもって当選を辞する旨の届出がないときは、当選人はその届出を承諾したものとみなす。
 - 2 前二項に基づき、当選人が、総代への就任を承諾した場合に、当該当選人は、前任者の任期満了の翌日に総代に就任するものとする。ただし、第34条に基づく補欠の選挙における当選人は、就任を承諾した日に総代に就任するものとする。

〔当選人の繰上補充〕

- 第31条 第30条第2項の期間内に当選人が当選を辞退したときは、選挙管理人は選挙長の指示により、次点者をもって逐次当選人とする。
- 1 前項の場合には、前条の規約を準用する。

〔総代選挙録〕

- 第32条 選挙管理人は、総代選挙録（様式第23号）（以下「選挙録」という）を作成しなければならない。
- 1 選挙録には、選挙の経過及び結果を記載し、選挙管理員及び選挙立会人がこれに署名又は捺印して、投票用紙その他の関係書類とともに選挙長に提出しなければならない。
 - 2 選挙長は、選挙録及びその関係書類を少なくとも総代の任期中保存しなければならない。

〔補充の選挙〕

- 第33条 候補者の届出数がその選挙区において選挙すべき総代の数に満たないときは、届け出た候補者をもって当選人と定め、不足数については、選挙区から補充の選挙を行わなければならない。当選人の数がその選挙区において選挙すべき総代の数に不足し、又は不足することになったときは、不足数についても同様とする。

〔補欠の選挙〕

- 第34条 総代の定数に不足を生じたときは、補充は選挙なく補欠選挙を行う。
- 1 補欠の選挙は選挙された総代の数に欠員が生じた選挙区において行う

〔総則〕

- 第35条 総代選挙に関する細則並びに法令、定款及びこの規約に定めがない事項の取り扱いは理事会が決定する。

〔附則〕

- 第1条 本規約の制定及び改定は総代会の承認を経なければならない。
- 1 第2条 この規約は昭和60年12月2日に改正する。
 - 2 第3条 この規約は平成16年6月24日に改正する。
 - 3 第4条 この規約は平成30年6月18日に改正する。

総代の選挙区及びその定数

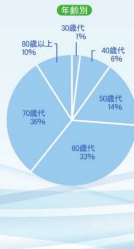
選挙区	地域	定数
第1区	宿毛市小筑紫町、幡多郡大月町、土佐清水市	45名以上60名以内
第2区	第1区を除く宿毛市内区、四万十市、大月町を除く幡多郡一円、愛媛県のうち愛南町	45名以上60名の以内
計		105名

総代氏名一覧

氏名	第1区	年齢
須賀 久雄	田ノ浦	70歳
森田 浩	田ノ浦	70歳
井上 由紀	内外の浦	68歳
五村 健三	内外の浦	64歳
井上 登也	呼嶋	59歳
山本 寿一	呼嶋	70歳
高内 正明	逢	84歳
千原 隆	逢	70歳
渡辺 貞一	大浦	78歳
藤田 有哉	大浦	64歳
藤田 誠太	大浦	68歳
大塚 博弘	大浦	68歳
堀 祐	伊与野	65歳
藤崎 正路	伊与野	69歳
藤崎 清	伊与野	67歳
奥田 正三	伊与野	60歳
松岡 文克	伊与野	62歳
松田 真夫	伊与野	74歳
岡田 正勲	小筑紫	60歳
小川 登雄	小筑紫	69歳
西郷 典生	小筑紫	78歳
藤本 志子	小筑紫	66歳
名瀬 文男	小筑紫	58歳
濱田 益行	小筑紫	63歳
松本 好也	小筑紫	76歳
山口 正	小筑紫	60歳
山本 正洋	小筑紫	42歳
吉川 弘隆	小筑紫	67歳
伊与野 文昭	幡良	64歳
坂田 健夫	幡良	63歳
佐井 博明	幡良	65歳
堀井 邦彦	幡良	66歳
堀川 泰通	幡良	63歳
三島 和生	幡良	58歳
安地 良和	幡良	54歳
山本 浩二	幡良	57歳
河原 隆	家来	66歳
竹野 明彦	家来	56歳
高木 徳博	家来	71歳
高木 徳徳	家来	77歳
西田 敏彦	家来	69歳
西田 三夫	家来	69歳
林 肇弘	家来	73歳
山崎 雅明	家来	73歳
名倉 耕作	弘見	74歳
松田 繁一	弘見	66歳
田中 義一	清江	68歳
山岡 隆夫	清江	63歳
木下 隆夫	川井	70歳

年齢は令和元年6月18日が基準となっております

総代の属性別構成比



第66期通常総代会の決議事項

第66期通常総代会が、令和元年6月18日午前9時30分より、当組合本店で開催され、次の事項が付議されそれぞれ原案どおり決議されました。

報告事項

第66期（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）事業報告の件

決議事項

第1号議案

第66期（平成30年4月1日～平成31年3月31日）計算書類、剰余金処分案承認の件
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

第2号議案

第67期事業計画および収支予算案承認の件
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

第3号議案

定款の一部改正の件
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

職員出身者以外の理事の登用状況の開示

●役員一覧

理事長（代表理事）／井上 龍也	理事（非常勤）／井上 由紀 <input checked="" type="checkbox"/>
専務理事（代表理事）／松田 暹	理事（非常勤）／長尾 文利 <input checked="" type="checkbox"/>
理事（非常勤）／米花 園夫 <input checked="" type="checkbox"/>	監事（非常勤）／松田 義夫 <input checked="" type="checkbox"/>
理事（非常勤）／中村 隆良 <input checked="" type="checkbox"/>	員外監事（非常勤）／加藤 高明 <input checked="" type="checkbox"/>
理事（非常勤）／山本 勝敬 <input checked="" type="checkbox"/>	員外監事（非常勤）／山下 章一 <input checked="" type="checkbox"/>
理事（非常勤）／東 高希 <input checked="" type="checkbox"/>	

◇ 当組合は、職員出身者以外の理事・監事等（※印）の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

報酬体系について

1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤をきむ）における報酬体系の開示をしております。報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

職員紹介

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 役員に対する報酬

(単位：千円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
監 事	30,022	40,000
理 事	1,350	3,000
合 計	31,372	43,000

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事8名、監事3名です。

注3. 使用人業務報酬はおりません。

注4. 上記以外に支払った役員退職慰労金は理事900千円です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同程度以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成30年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含まれております。

注2. 「同等額」は、平成30年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系のような自社の利益を上げることや株価を上げることと動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

●宿毛支店



左前より

融資係長 清家 寿徳
得意先係 濱口 健二
得意先係 小島 里沙
副支店長 長岡 宏幸
営業店 阿部 円香
営業店 木村 里津子
得意先係 松本 亜子
営業店 中村 亜希

右後より

得意先係長 稲野 智章
得意先係 松澤 秀和
得意先係長 浜田 浩平
営業推進役員 亀井 久幸
営業統括部長兼支店長 所谷 祐二

本店営業部

左より

営業店 松本 直子
得意先係 瀬山 洗輔
次 長 岡村 恵
営業統括部長兼支店長 所谷 祐二
係 長 井垣 加代
部長代理 岡原 浩子



●本部(総務部)

左前より

企画推進課長 黒川 健太
総務課 中山 実歩
専務理事 松田 遼
理事長 井上 龍也
総務課 平岡 正也
課長代理 菅由美



営業のご案内

預金商品のご案内 ※この預金は、預金保険制度の対象となります。

商品名	商品内容	ご利用期間	お預入金額
当座預金	小切手、手形がご利用いただける預金です。		
普通預金	営業店で出し入れ自由、キャッシュカードのご利用もでき、おサイフがわりにご利用いただけます。	いつでもお預入お引出できます。	1円以上
貯蓄預金	基準残高を定めた出し入れ自由の預金ですが、利率は普通預金よりもお得です。		1円以上 ※新種2契約時のみ1000円以上
総合口座	貯める・残すや・支払う・受取る・借りの5つの機能を1番の通帳にセットした大変便利な口座です。	普通預金はいつでもご入金・お引き出しできます。	普通預金 1円以上 定期預金 1000円以上
納税準備金	納税資金専用の預金で、お利息は普通預金より有利で、かつ非課税の特典があります。	納税時にお引き出し。	1円以上
通知預金	預入期間が7日以上見込める場合には普通預金よりお得です。	7日以上	1,000円以上
スーパー定期預金	預入期間が1,000円以上と幅広いお客様にご利用いただける定期預金です。満期日毎に自動的に継続される便利な自動継続払いもございます。 (年金受取定期のお取扱いもございます。)	1ヶ月以上5年以内	1,000円以上
期日指定定期預金	1年権利の有利な定期預金です。お預入期間は最長3年です。お書換えの期間のからない便利な自動継続払いもございます。	振替期間1年 最長預入3年	1,000円以上 300万円未満
大口定期預金	市場の金利動向等を考慮し金利が設定され、大口資金の運用に最適な定期預金です。お書換えの期間のからない便利な自動継続払いもございます。	1ヶ月以上5年以内	1千万円以上
変動金利定期預金	預入期間中に6ヶ月毎のサイクルで金利が見直される変動金利の定期預金です。お書換えの期間のからない便利な自動継続払いもございます。	1ヶ月以上3年以内	1,000円以上
定期積金	掛け込み金額は、1,000円から始められ、期間毎に6月から80ヶ月まで自由に選べますので、計画に合わせた契約をお選びいただける定期預金です。	6ヶ月以上5年以内	1,000円以上

ローンのご案内 ※上手に借りて、上手に使う、上手に返そう

商品名	商品内容	ご融資額	ご融資期間	担保・保証
住宅ローン	宅地の取得、住宅の新築、増築、中古住宅の購入等にご利用いただけます。	5,000万円以内	最長30年以内 木造25年以内	保証会社の保証付、場合により保証人・不動産業者
リフォームローン	住宅全般に関するリフォームにご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内	保証会社の保証付、場合により保証人・不動産業者
マイカーローン	車の買い替え・車検費用等にご利用いただけます。	10万円以上 1,000万円以内	10年以内	保証会社の保証付、保証人等
教育ローン	入学金・授業料・受験費用・家賃等、教育に関する費用に、ご利用いただけます。	10万円以上 1,000万円以内	15年以内※1、卒業予定日までの償還可	保証会社の保証付、保証人等
極度簡易学生ローン	極度簡易範囲内で、入学金・授業料・受験費用・家賃等、教育に関する費用に、応じてご利用いただけます。	100万円以上 300万円以内	3年ごとの自動更新 最長期間は10歳未満	オリーブの保証人必受 場合により保証人必須
生活サポートローン	意に即して資金利権資の残高が増え、お悩みの方、ご相談の上でお借入いたします。	状況把握の上決定	10年以内	状況把握の上決定
目的ローン	教育・車以外の目的のあるお借込にご利用いただけます。	10万円以上 500万円以内	7年以内	保証会社等の保証付、保証人等
フリーローン	資金の使いみちを限定しないローンです。ただし、事業性・借債返済は除きます。	100万円以上 300万円以内	7年以内	保証会社等の保証付、保証人等
カードローン	お使いみち自由なカードローンです。ただし、事業性・借債返済は除きます。	10万円~100万円 コース	3年ごとの自動更新 最長期間は10歳未満	保証会社等の保証付

窓口営業時間を 午後4時まで 延長しました

店舗一覧

店名	住所	電話番号
本店・宿毛支店	〒788-0000 高知県宿毛市宿毛5508番地	0880-63-1166

ATM設置状況	CD機(現金自動払込機)	ATM(現金自動払出機)
店舗内	-	1台
店舗外	-	4台

設置場所

ATM機
 当組合 本店・宿毛支店(合同新店舗)
 当組合 旧本店(小築業)
 当組合 旧宿毛支店(中央)
 サングリーン・りはら店内
 物産館サンリバー四十内

稼働時間

平日・土・日・祝祭日 午前8時から午後9時まで
 サングリーン・りはら 午前9時から午後9時まで

当組合のキャッシュカードをご利用の皆様へ

ATM利用 手数料無料

- 当組合ATM(自動預払機)
- 組合内(たとえばファミマ、くまのりはら)はもちろん
- 全国どの金融機関でも支払可能(全国ネット)
- 郵便局のATMは、入出金可能
- 相互入金業務取扱開始
- いすゞ銀行でも手数料無料(窓口精算)
- 詳しくは口座・係員にお気軽におたずねください

年中無休
です!



しっかりバンク
すくも商銀
 SUKUMO SHOGIN

宿毛商銀信用組合【本店・宿毛支店】
 〒788-0000 高知県宿毛市宿毛5508番地
 TEL: (0880) 63-1166 FAX: (0880) 63-1168
<http://sukumo-shogin.co.jp/>